

県営住宅入居者募集案内書(申込書付)

平成30年度 後期 補充入居待機者募集分

次の団地について募集を行います。

水源	泉ヶ丘	小山田	石神原	北津留	八島	富の尾	江津湖	武蔵ヶ丘
八幡台	鉄砲塚	西戸島	田崎	八反田	須屋	上熊本	東本町	新東町
二本木	月浦	健軍						

申込書は、34ページにあります。

●受付期間

平成30年12月5日(水)から平成30年12月11日(火)まで

●受付場所および時間

場所:熊本県営住宅管理センター

時間:午前9時から午後4時まで(土・日曜日も受け付けます)

●申込方法

- ①上記受付場所、受付時間に申込書をご持参ください。
- ②郵送でのお申し込みもできます。ただし、受付期間中に必ず郵便局で特定記録郵便にてお申し込みください。
(平成30年12月11日(火)までの消印があるものが有効です)

※申込まれる前に33ページをご覧ください、必要な書類が揃っているかをもう一度確認してください。

●公開抽せん場所および日時

場所:熊本県庁地下大会議室

日時:①団地ごと募集の抽せん:平成31年1月8日(火) 午前10時から
②低倍率住戸募集の抽せん:①の抽せん終了後

補充入居待機者募集とは

県営住宅は、住宅に困っておられる低額所得者のために建てられた賃貸住宅です。

入居希望者は、受付期間中に希望団地の申込みをしていただきます。

その後、紹介可能住戸(退去後の修繕完了済住戸)の紹介をする順番を決める抽せんを公開で行います。

この紹介順位をもとに入居資格の審査を行ったうえで住戸の紹介を行います。

このような募集方法を「補充入居待機者募集」といいます。

なお、災害、不良住宅の撤去、公営住宅建替事業等による入居希望者を公募による申込者に優先して入居させることがありますので、ご承知願います。

目 次

ページ	ページ
● 平成28年熊本地震により被災された方へ2	8. 世帯の政令月収額の計算方法17～18
1. 申込みから入居まで.....3～4	平成30年度後期補充入居待機者募集 県営住宅一覧.....19～20
2. 申込み資格.....5	平成30年度後期補充入居待機者募集 県営住宅家賃額一覧表.....21～22
3. 申込みの注意事項・無効について6	平成30年度後期補充入居待機者募集 県営住宅所在地一覧.....23～29
4. 県営住宅の入居申込制度について7～8	駐車場使用許可について.....30
5. 倍率優遇について.....9～10	● 申込書記入例.....31～32
6. 募集受付・資格審査・入居等について11～12	● 申込書.....34
入居後の諸注意.....13	● 住宅困窮度調査票.....36～37
7. 収入基準の判定方法.....14～16	

【次回の募集案内】

平成31年度前期 県営住宅補充入居待機者募集日程(予定)について

※時期が近づきましたらお問い合わせください。

※ホームページ、新聞でも広報します。

□案内書配布期間 平成31年5月下旬

□申込受付期間 平成31年6月上旬

□抽せん日 平成31年7月上旬

平成28年熊本地震により被災された方へ

●持家を有している方の申込みについて(平成30年1月1日時点で建物の登記がある方)

持家を有している方(平成30年1月1日時点で建物の登記がある方)は原則として申込みできませんが、以下の書類を提出することで、申込みできます。

【必要書類】

り災証明書の写し

家屋解体・撤去申請書の写し(市町村へ解体・撤去の申請をした方のみ)

※ただし、上記の方は、入居決定時まで、解体・撤去が完了したことがわかるものや、解体・撤去に向けて現状がわかるものを提出していただくことがあります。

※現在、ご自分の持家以外に入居している方(親戚宅・民間賃貸住宅などに入居している方、公営住宅・公務員住宅などに一時入居している方、応急仮設住宅・みなし仮設住宅に入居している方など)も対象となります。

●入居者資格に関する収入要件の特例について

県営住宅に入居しようとする場合、入居しようとする世帯の政令月収額が、公営住宅法および熊本県営住宅条例に定める収入基準の範囲内にあることが資格として必要(14～18ページをご覧ください)ですが、平成28年熊本地震による災害の被災者の取扱いについては、「被災市街地復興特別措置法」第21条の規定による「入居者資格の特例」が適用されることとなります。

対象になる方は、住宅被災市町村において平成28年熊本地震による災害により滅失した住宅に居住していた方、住宅被災市町村において実施される市街地開発事業などの事業の実施に伴い「移転」が必要となった方です。

いずれかに該当する場合は、証明書などの書類の提出が必要となります。入居資格審査時に提出を求めることとなります。

・住宅被災市町村：熊本市、宇土市、宇城市、阿蘇市、大津町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町

・特例措置の内容：災害発生日(平成28年4月14日)から3年間は、「住宅困窮要件(公営住宅法第23条第2号)」を具備すれば、「入居収入要件(同条第1号)」を具備するものとみなす。

◎上記に該当する方であっても、入居紹介における優先入居の優遇措置はありません。

◎その他の申込み資格や申込み方法、必要書類などについては、本募集案内書をよくご覧いただき、お申込みください。

1.申込みから入居まで

申込書の記入

- ◎ 申込みは、1世帯につき1通に限ります。
- ◎ 指定の申込書(34ページ)をご使用ください。
- ◎ 申込資格や注意事項、入居申込制度などについては、5～10ページをご覧ください。
- ◎ 記入もれのないようご注意ください。
※必要な事項が記入されていない場合や書類が不足している場合には、受付ができませんので、返送させていただくことがあります。

申込書の受付

受付期間及び場所は
表紙もしくは11ページを
ご覧ください

◎ 申込みに必要な書類

申込書(34ページを使用してください)

住宅困窮度調査票(36～37ページを使用してください)

62円切手×2枚(受付番号通知・抽せん結果通知用)

※単身者(5ページ)、期限付入居希望・低層階等希望・入居者が限定される水源団地の一部住戸を希望(7～8ページ)、倍率優遇希望(9～10ページ)の場合は、所定の添付書類が必要です。

**添付書類がない場合は、一般として受け付けます。
(不足書類を催促する連絡は行いません)**

- ◎ 申込みは管理センターに郵送、または受付場所に直接持参してください。

※郵送の場合は平成30年12月11日(火)までの郵便局の消印のある「特定記録郵便」をお願いします。

(郵送事故防止のため)

※なお、郵送の場合には、郵便局での受付時間帯により翌日の消印となる場合がありますので、特にご注意ください。

受付番号のお知らせ

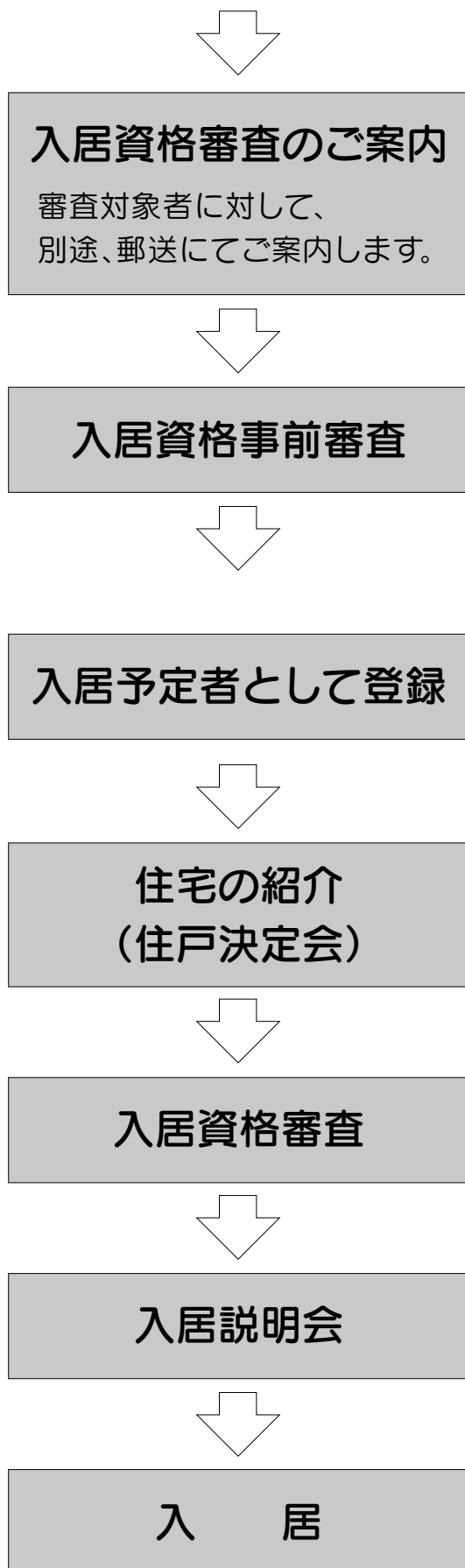
- ◎ 受付番号は、別途ハガキにて申込者全員へ送付します。

公開抽せん会

- ◎ 抽せん会の日時・場所については、表紙もしくは11ページをご覧ください。
- ◎ 抽せん会には、必ずしも出席される必要はありません。

抽せん結果(団地別 紹介順位)のお知らせ

- ◎ 団地ごとの紹介順位の発表は、次のように行います。
- ① 抽せん会終了後、当日午後2時ごろに管理センターの玄関および1階ロビーに掲示
- ② 抽せん日から3日以内に管理センターのホームページに掲載
- ③ 抽せん日から10日以内に別途ハガキにて申込者全員へ送付



- ◎ 紹介可能住戸の発生状況に応じて、入居許可のおおむね2か月前に審査対象者に毎月一回別途、郵送にてご案内します。審査に必要な書類を揃えて、指定の期日に管理センターにお越しいただきます。
- ◎ 指定の期日に審査を受けなかった場合は、入居資格は失格となります。都合のつかない場合は、必ず管理センターまでご連絡ください。
- ◎ 審査は面談で行います。
- ◎ 審査の過程で、別途書類の提出をお願いすることがあります。
明らかに入居資格のない場合や、入居資格が確認できない場合等については、この時点で失格となります。(県営住宅へは入居できません)
- ◎ 入居資格事前審査に合格されてはじめて入居予定者として正式に登録されます。
※なお、入居決定時にも最終の資格審査を行います。
※住戸決定の参考資料として紹介可能住戸の「平面図」を用意しています。
- ◎ 紹介順位に従い、入居予定者に住戸を紹介します。
- ◎ 必要に応じて住戸決定会を行う場合があります。
- ◎ 指定の期日までに見学をしていただき、管理センターに入居届(辞退の場合は辞退届)を提出してください。
- ◎ 入居届を提出されたときには、入居手続きに必要な書類をお渡しします。
- ◎ 県で最終の資格審査を行います。この時点で入居資格がないと判断された場合は、入居できません。
- ◎ 請書、連帯保証人の印鑑登録証明書及び所得を証する書類の提出及び敷金(家賃の3か月分相当額)の納入等が必要です。
- ◎ 手続き完了後、カギ(3本)をお渡しします。
- ◎ 入居許可日(3/1、4/1、5/1、6/1、7/1、8/1、8/16予定)から15日以内に入居してください。
- ◎ 住民票の異動手続きを行ってください。
- ◎ 駐車場を使用する場合は、別途使用許可申請の手続きが必要です。(30ページ参照)

◎ 入居後、2か月目の家賃から、口座振替でお支払いいただきますので、速やかに最寄りの金融機関で口座振替の手続きを行ってください。

2.申込み資格

一般世帯

入居申込みは次の1から4までのすべてに該当する場合に限ります。

- 1 現在同居し、または、同居しようとする親族(内縁関係及び婚約者を含む)がいること。
※ 婚約者の場合は、4ページの入居資格事前審査までに入籍できることが条件となります。
- 2 現在住宅に困窮していることが明らかなこと。
※ 持家を有している場合や、既に公営住宅にお住まいの場合は、原則として申込みできません。
- 3 入居しようとする家族全員の収入の合計額が申込み収入基準の範囲内にあること。
(詳細は14～15ページをご覧ください。不明な点はお問い合わせください。)
- 4 申込者及び同居親族が暴力団員でないこと。

単身者

〈単身で入居できる団地は19～20ページの団地一覧の☆印のみです〉

一般世帯の申込資格の2から4を備え、かつ、以下のいずれかに該当する場合に限ります。

○単身で申込みできる場合

- 1 60歳以上の人(基準日:申込受付期間最終日)
 - 2 身体障害者手帳1級から4級までの交付を受け得る程度の障がいがある人
 - 3 精神障害者保健福祉手帳1級から3級までの交付を受け得る程度の障がいがある人
 - 4 3と同程度の知的障がいがある人
 - 5 生活保護法による被保護者(生活保護受給者)である人
 - 6 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を受けている人
 - 7 戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者でその障がいの程度が恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症までまたは表の3の第1款症である人
 - 8 原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている人
(医療特別手当証書の交付を受けている人)
 - 9 被災市街地復興特別措置法第21条の規定により公営住宅法第23条各号に掲げる条件を満たすとき
 - 10 DV被害者であり、次の1)、2)のいずれかに該当する人
 - 1)配偶者暴力相談支援センターまたは婦人保護施設において保護を受けた後、5年以内である
 - 2)配偶者に対し裁判所から接近禁止命令または退去命令が出された後、5年以内である
 - 11 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等である人
 - 12 海外からの引き揚げ者で、本邦に引き揚げてきた日から5年を経過していない人
 - 13 福島復興再生特別措置法第40条の規定により公営住宅法第23条各号に掲げる条件を満たすとき
 - 14 月浦団地(水俣市)に入居を申し込む人
- ※ 2から13に該当する場合は、申込時に証明する手帳や書類を提出してください。
※ 常時の介護を必要とする場合は、事前に相談してください。

※ 持家を有している人の入居申込みは、以下の場合に限ります。

- 入居資格審査までに、持家を処分したことが証明できる場合
- 平成28年熊本地震により被災された方は2ページをご覧ください。

※ 既に公営住宅にお住まいの人の入居申込みは、以下のような場合に限ります。

- 2世帯以上(親世帯、子世帯等)で同居しており、住宅が手狭である(お住まいの部屋の専用床面積と家族数との関係になりますので、詳細についてはお問い合わせください)
- 適正世帯人員数ではない住戸にお住まいの世帯(お住まいの部屋の専用床面積と家族数との関係になりますので、詳細についてはお問い合わせください)
- 双方の実家で生活している婚約者同士が、結婚を機に同居する
- 重度身体障がい者(車イス常用者)がおり、当該仕様の住宅への住替えを希望する
- 重度身体障がい者(車イス常用者)用住戸に入居しているが、該当者がいなくなった
- 低層階・エレベーター設置棟への入居希望制度の対象者に該当し、低層階・エレベーター設置棟への住替えを希望する(7～8ページ記載の添付書類が必要です)
- 現在お住まいの住宅が熊本都市圏外にあり、遠距離通勤等を余儀なくされている

3. 申込みの注意事項・無効について

申込みの注意事項

- ① **申込みに必要な書類が不足しているときは、受付できないことがあります。ご注意ください。**

申込みに必要な書類: 申込書、住宅困窮度調査票、62円切手×2枚

単身者(5ページ)、期限付入居希望・低層階等希望・入居者が限定される水源団地の一部住戸を希望(7~8ページ)、倍率優遇希望(9~10ページ)の場合は、所定の添付書類が必要です。

- ② **申込書の記入に際しては、記入例を参考に、記入もれのないようにしてください。**

※申込者本人が住戸の名義人になります。

- ③ 婚約者との申込みは、入居資格事前審査までに入籍できる場合に限りします。

- ④ 内縁関係の場合の申込みは、入居資格事前審査時に提出していただく住民票の続柄に「未届の夫」または「未届の妻」の記載があるときに限りします。

- ⑤ 離婚予定の人の申込みは、入居資格事前審査までに離婚が成立する場合に限りします。ただし、現在、公営住宅にお住いの人は申込日時点で離婚が成立している必要があります。

- ⑥ 入居に際しては、申込書に記載した全員が入居できることが必要です。申込みから入居までの間に同居親族に変更があった場合には、入居できません。(死亡・婚姻等の場合を除く)

- ⑦ なお、以下にあてはまる場合は、県営住宅へは入居できません。

ア 住宅内で営業活動をする場合(申請して許可を受けた場合を除く)

イ 団地で円満な共同生活を営み得ない場合

ウ 所得があるにもかかわらず申告していない場合(非課税所得は除く)

エ 家賃滞納等による訴訟等で公営住宅を明け渡した場合、及び公営住宅明渡請求を受けている場合

オ 申込者または同居親族が暴力団員である場合

申込みの無効

次のような場合は申込みを無効とします。(県営住宅へは入居できません)

- ① 申込者を代えての二重申込みがあったとき。(申込みは1世帯につき1通に限りします。)

- ② 申込資格(5ページ記載)を有していないとき。

- ③ 申込書に必要な事項が記載されていないとき。

- ④ 申込書に不正・虚偽の記載があったとき。

- ⑤ 家族を不自然に分離しての申込みをしたとき。

(例1) 夫婦の別居、父母の別居などでの申込み。

(例2) 申込書に記載した家族以外の人から扶養されている者を含む申込み。

例えば、

● 親に扶養されている兄弟姉妹のみでの申込み。

● 祖父母と扶養関係にない孫(親に扶養されている)とでの申込み。

● おじ・おばと扶養関係にないおい・めいとでの申込み。

などです。

- ⑥ 申込者または同居親族が暴力団員と判明したとき。

- ⑦ 上記の申込みの注意事項に反するとき。

※申込み後の申込者名・希望団地などの変更は、一切認めません。

※抽せん後の入居資格審査や入居手続きにおいて、申込みが失格となる場合があります。

4. 県営住宅の入居申込制度について

1. 団地ごとの申込み

2団地まで申込み可能です(1団地でも結構です)。空き住戸が生じ次第ご紹介しますので、どちらかの団地を紹介された時点で、もう一方の団地への紹介順位は失効します。ただし、正当な理由で辞退された場合を除きます。

※特定の要件に該当する場合は、以下の制度での応募が可能です。

制度名	内 容	対象団地	対 象 者
子育て世帯に対する優先的期限付入居制度	特に住宅に困窮される子育て期間に限って住宅を提供します。	江津湖 武蔵ヶ丘 東本町 健軍	小学校卒業前の子どもがいる世帯
階段昇降困難な方への低層階(1.2階)・エレベーター設置棟への入居希望制度	身体的に階段昇降が困難な高齢者・障がい者のための希望制度です。低層階等に空き住戸が生じた場合に優先的に紹介します。	全団地	①高齢者(60歳以上) 介護保険の要介護1以上で、階段昇降が困難な方がいる世帯
			②障がい者 下肢障がい者等、階段昇降が困難な人がいる世帯(精神・上肢障がい・聴覚障がい等、階段昇降困難に該当しない場合は、除きます。)
			③その他 心臓疾患等による階段昇降が困難な人がいる世帯
入居者限定団地 水源団地 (シルバーハウジング)	高齢者が自立して快適に過ごすための設備(手すりなど)を備えた住宅です。	水 源	60歳以上の単身世帯、60歳以上のみの世帯、またはいずれか一方が60歳以上の夫婦世帯

2. 低倍率住戸の申込み

団地を問わず、空き住戸への入居を希望する人のための制度です。団地ごとの申込みと併せて申込みが可能です。

なお、どちらか一方で紹介が回ってきた時点で、もう一方の紹介順位は失効します。(ただし、事故物件を辞退された場合を除きます。)

- (1)対象住戸 ①団地ごとの申込者全員に順番が回って、待機者がいなくなった団地の住戸
②団地ごとの申込者に紹介したが、複数回辞退が生じた住戸
- (2)選考方法 団地ごとの募集とは別に受付番号をとり、抽せんを行い、抽せん番号順に住戸を紹介します。

添付書類	備 考
住民票 (続柄記載あり、本籍・マイナンバー非記載のもの)	※入居期限は10年以内で、末子の中学校卒業まで(ただし家賃の滞納や入居中の義務違反がなく、収入基準が16ページの一般階層にあたる場合には、末子の高校卒業まで延長することも可能) ※抽せんにおける倍率優遇(10ページ)に加え、住戸紹介時にも優遇措置があります。
介護保険被保険者証及びケアプランの写し(ケアプランで階段昇降が困難であることが不明確な場合は、ケアマネージャーの理由書または主治医の意見書)	※住宅困窮度調査票(37ページ)の問8について 01または02に○を付けてください。この希望に従って紹介します。 ・優先して紹介する住戸は、 エレベーターがない棟→1階(01希望の方) 1・2階(02希望の方) エレベーターがある棟→4階建てまでは1・2階 5階建て以上は1～3階 ※低層階希望ではない方も必ず、03または04に○を付けてください。 ・03の「3階以下またはエレベーター設置棟のみ希望」の方には、エレベーターがない棟の4階以上は紹介しません。
階段昇降が困難であることが分かる 身体障害者手帳の写し	
階段昇降が困難であることが分かる医師の診断書等 (介護保険の要介護1以上であれば、ケアマネージャーの意見書で可)	
年齢の確認ができるもの (運転免許証、健康保険証の写し等)	※常時の介護を必要とする方は、事前に相談してください。 ※水源団地30戸のうち、20戸がシルバーハウジングです。 (10戸は、単身を除くいずれの世帯も申込み可能です。)

●重度身体障がい者

(車イス常用)住宅について

身体障がい1級または2級の身体障がい者で車イスを常用している人がいる世帯向けの住戸です(対象団地及び戸数は20ページ)。

ただし、泉ヶ丘団地については、身体障がいの等級を問わず申込み可能です。

団地名	部屋番号	階数	間取り	単身入居	家賃(円)
北津留	1-107	1	6(和)・6(和)・5(洋)・LDK	不可	29,300～57,600
八 島	9-01-101	1	6(和)・6(和)・6(洋)・DK	不可	23,300～42,800

5.倍率優遇について

次のいずれかに該当し、それを証明する書類を添付して申し込まれた場合のみ、受付番号を2つ差し上げます。

※ 年齢は全て受付最終日時点での満年齢です。

※ 複数該当しても受付番号は2つのみです。

障がい者世帯

一般世帯の申込資格の1から4のすべてを備え(単身の方は2から4を備え)、かつ、次のいずれかに該当する世帯。

ただし、単身者の場合は、単身での入居資格(5ページ)もあわせて必要です。

- ①身体障害者手帳の交付を受け得る程度の障がいの人がいる世帯
- ②精神障害者保健福祉手帳または療育手帳の交付を受け得る程度の障がいの人がいる世帯
- ③戦傷病者でその障がいの程度が恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで、または表の3の第1款症である人がいる世帯

※ 添付書類

・各種手帳の写し(障がいの部位・等級が記載されているもの)または市町村等の福祉主管部局等による証明書

- ④難病患者等(障害者総合支援法施行令第1条に定める疾病患者)として、障害福祉サービス等(障害福祉サービス、地域相談支援、補装具、その他の地域生活支援事業)を受給している人がいる世帯

※ 添付書類

⑦熊本市在住で「障害福祉サービス」または「地域相談支援」を受給している場合は、「障害福祉サービス受給者証」または「地域相談支援受給者証」の写し

⑧その他の場合は、障害福祉サービス等の受給に係る市町村等の福祉主管部局等の証明書

◇重度身体障がい者向住宅(車椅子常用世帯向)について
車椅子仕様の設備を備えた住宅を、計57戸設置しています。

高齢者世帯

一般世帯の申込資格の1から4のすべてを備え(単身の方は2から4を備え)かつ、次に該当する世帯。

- ①60歳以上の単身世帯、60歳以上の人で、かつ同居者のいずれもが60歳以上または18歳未満である世帯、またはいずれか一方が60歳以上である夫婦世帯

※ 添付書類

・生年月日が確認できるもの(運転免許証、健康保険証の写し等)

- ②60歳以上の人を介護するために家族が同居する世帯

※ 添付書類

・介護保険被保険者証及びケアプランの写し(ケアプランで同居の必要性が不明確な場合は、ケアマネージャーの理由書または主治医の意見書)

◇シルバーハウジング(高齢者向け世話付住宅)について
以下の仕様を備えた住宅を水源団地に20戸設置しています。

- 1 高齢者の生活指導、相談、緊急対応等を行う生活援助員(LSA)を配置しています。
- 2 急病などの緊急時に備えた緊急通報システムを設けています。
- 3 高齢者に対する安全性や使いやすさを考慮した設備(浴槽、手すり等)となっています。

ひとり親世帯
(母子・父子)

一般世帯の申込資格の1から4のすべてを備え、かつ、次に該当する世帯。

- 配偶者のいない人であって、本人とその子のみからなる世帯で、現に子(同居しようとする20歳未満)を扶養し、かつ同居している世帯

※ 添付書類(①、②両方)

- ①児童扶養手当証書、ひとり親家庭医療費受給資格者証、源泉徴収票(寡婦または寡夫の証明ができるもの)、確定申告書(寡婦または寡夫の証明ができるもの)の写し、または戸籍謄本のいずれか

※健康保険証は不可(ひとり親の確認ができないため)

- ②住民票(続柄記載あり、本籍・マイナンバー非記載のもの)

多子世帯

一般世帯の申込資格の1から4のすべてを備え、かつ、次に該当する世帯。

- 18歳未満の子3人以上と同居している世帯

※ 添付書類

- ・住民票(続柄記載あり、本籍・マイナンバー非記載のもの)

子育て世帯

一般世帯の申込資格の1から4のすべてを備え、かつ、次に該当する世帯。

- 小学校卒業前の子と同居している世帯

※ 添付書類

- ・住民票(続柄記載あり、本籍・マイナンバー非記載のもの)

◇特に住宅に困窮される期間に限って住宅を提供する期限付の入居制度もあります(詳しくは7～8ページをご覧ください)。

DV被害者世帯

一般世帯の申込資格の1から4のすべてを備え(单身の方は2から4を備え)かつ、次に該当する世帯。

- DV(配偶者からの暴力)被害者であり、次の1)、2)のいずれかに該当する世帯

- 1) 配偶者暴力相談支援センターまたは婦人保護施設において保護を受けた後、5年以内である
- 2) 配偶者に対し裁判所から接近禁止命令または退去命令が出された後、5年以内である

※ 添付書類(①、②のいずれか)

- ①婦人相談所、婦人保護施設または母子生活支援施設の発行する証明書(配偶者からの暴力に基づき、一時保護又は入所をしている(していた)ことの証明)
- ②裁判所からの保護命令書の写し

犯罪被害者世帯

一般世帯の申込資格の1から4のすべてを備え、かつ、次に該当する世帯。

- 犯罪により収入が減少し、生計を維持することが困難となったこと、または従前の住宅に居住することが困難となったことが証明できる世帯

※ 添付書類

- ・被害申告をした警察署が発行する証明書

※ハンセン病療養所入所者等の入居について
必要に応じ優遇措置をとることがあります。

※公募外入居について

災害や公共事業等による立退きなどにより、緊急に県営住宅に入居する必要が認められる人については、公募による申込者より優先して県営住宅に入居させることがあります。

6.募集受付・資格審査・入居等について

(1)受付期間・場所

- 持参でお申込みの場合(平成30年12月5日(水)から平成30年12月11日(火)まで)
熊本県営住宅管理センター(土・日曜日も受け付けます。)
午前9時から午後4時まで
- 郵送でお申込みの場合
平成30年12月11日(火)までの郵便局の消印のあるもので、特定記録郵便をお願いします。

ご 注 意

- ① 申込みは1世帯1通に限ります。
- ② 受付した書類は、返却いたしません。
- ③ 本書「県営住宅入居者募集案内書」をよくご覧のうえ、入居資格のある方のみ申込みください。
紹介順位が決定しても、入居資格審査により失格となることがあります。

(2)紹介順位の決定

公開抽せんにより、紹介順位を決定します。紹介順位を決める抽せん会は、下記のとおりです。
なお、抽せん結果の有効期限は次回の抽せん日の前日となります。

- 1 抽せん日時 ①団地ごと募集の抽せん:平成31年1月8日(火)午前10時から
②低倍率住戸募集の抽せん:①の抽せん終了後
- 2 抽せん会場 熊本県庁地下大会議室
駐車場が限られていますので公共交通機関をご利用ください。
- 3 抽せん会への出席について
抽せん会は、紹介順位を公正に決定するため、公開で行います。ただし申込者が必ず出席しなければならないものではありません。 ※会場では紹介順位はわかりません。
- 4 抽せん結果の通知
郵便ハガキにより、団地ごとに付けた順位を公開抽せん後おおむね10日以内に通知します。
※ 公開抽せんの団地ごとの順位一覧表は、抽せん日の午後2時頃より、管理センターの玄関前に1週間程掲示します。また、管理センターホームページでも、1週間以内にお知らせします。
※ 抽せん結果の電話によるお問い合わせは受け付けません。
※ 申し込んだ後辞退する場合は、必ず書面で辞退届を提出してください。ハガキでも構いません。

(3)入居資格事前審査に必要な書類

4ページの入居資格事前審査のご案内を受けたときに必要となります。

提出すべき書類が不足する場合は失格になり受け付けられませんので、十分ご注意ください。

なお、受付した書類は、返却いたしません。

- 1 平成30年度住民税課税台帳記載事項証明書(通常、所得証明書といい、市町村役場で発行)
入居しようとする家族のうち16歳以上の人(学生および所得が0の方を含む)のものを各1通
- 2 住民票(交付日から3か月以内の世帯全員記載分)…1通
※ 続柄記載あり、本籍・マイナンバー非記載のもの
※ 外国人の場合は、在留資格・在留期間などが記載のもの
- 3 資産証明書(市町村役場で発行)
入居しようとする家族のうち20歳以上の人(学生の方を含む)のものを各1通
※資産証明書に家屋等の居住用資産が記載されているときは、その資産を所有していない
事実が記載されている登記事項証明書も必要です。
- 4 提出書類等についての誓約書
- 5 単身の場合は「単身入居の入居者資格認定のための申立書」が必要です。
- 6 その他

※必要に応じて次の書類を追加で提出していただくことがあります。

源泉徴収票、確定申告書の写し、年金支払通知書、障害者手帳の写し、離職票の写し、
個人事業の開業・廃業等届出の写し、給与明細書、収支明細書など

(平成28年熊本地震により被災された方で、平成30年1月1日時点で建物の登記がある方は、解体・撤去が完了したことが分かるものや、解体・撤去に向けて現状がわかるもの)

(4)実態調査

提出書類を確認するため、勤務先および関係機関に対し実態調査を行うことがあります。

(5)入居予定者

入居資格事前審査が完了して、はじめて入居予定者となります。

※入居手続きの説明をした場合でも、入居決定時の最終の資格審査で入居資格がないと判断されたときは、入居できません。

(6)入居手続き等

入居資格審査が完了したあと、入居するまでに必要な手続き等は次のとおりです。

1. 県営住宅の入居の請書の提出
2. 連帯保証人の印鑑登録証明書の提出
3. 連帯保証人の所得を証する書類の提出
4. 県営住宅敷金の納入
保証金の納入(※駐車場を使用される場合)
5. ペット飼育禁止の誓約書の提出

入居後の諸注意

◎入居後は、入居申込みを行った全員の住民票を直ちに入居した団地に異動してください。

◎県営住宅は賃貸形式の住宅団地であり、中層または高層の共同住宅等に多くのご家族が生活されています。皆さんに気持ちよく生活していただくため、次の禁止事項について厳守してください。

○犬、猫、鳩、にわとり、オウム等、住宅に傷をつけたり、他人の迷惑になるおそれのある動物の飼育禁止
ただし、身体障がい者補助犬は除きます(事前に申請が必要です。)

○住宅の用途以外の使用又は騒音等、他人に迷惑をかける行為等の禁止

◎駐車場について

団地によっては駐車場が整備されておらず、駐車場がある団地でも全戸数分の駐車場があるとは限りません(19～20ページ参照)。なお、駐車ができる場合でも原則一戸一台となっています。

◎浴槽・風呂釜について

団地によっては浴槽・風呂釜のない団地があり、入居者持込みとなります(19～20ページ参照)。

◎家賃について

○家賃を滞納されると、明渡し請求等の法的措置の対象となる場合がありますので、家賃は期日までに必ずお支払いください。

○家賃の額は毎年の収入申告に応じた額になります。病気にかかっているなど特別の事情がある場合には、家賃の減免措置がありますので、個別にご相談ください。

◎収入申告について

県営住宅では毎年収入申告書の提出が必要となります。提出されない場合や、住民票が団地に異動していないことにより収入申告書を受付できないときは、最高額の家賃となりますので御注意ください。

◎収入超過者について

県営住宅に3年以上入居し、認定された月収額が政令で定める基準(16ページ参照)を超える場合は、県営住宅を明け渡していただく努力義務が課せられます。

◎高額所得者について

県営住宅に5年以上入居し、認定された月収額が2年続けて政令で定める基準(313,000円)を超える場合は、県営住宅を明け渡さなければなりません。

◎暴力団排除について

○同居承認

新たに同居させようとする者が暴力団員である場合は、同居は認められません。

○入居承継(名義変更)

名義人の死亡・転出等により入居承継(名義変更)をしようとする者が暴力団員である場合は、入居承継(名義変更)は認められません。

○明渡し請求

入居者又は同居者が暴力団員であることが判明した場合には、住宅を明け渡さなければなりません。

◎連帯保証人について

次のいずれかに該当する場合は、連帯保証人を変更しなければなりません。

○連帯保証人の住所又は居所が不明になったとき

○連帯保証人が後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けたとき

○連帯保証人が失業その他の事情により保証能力を著しく減少させたとき

○連帯保証人が死亡したとき

○入居承継(名義変更)が承認されたとき

県営住宅は、入居者個人のものではなく、県が国の支援を得て建設した県民の皆様の大切な公共財産です。そのため、入居の許可を受けた名義人が死亡、または離婚等により転出した場合、同居の親族は原則として退去していただくこととなります。また、名義人が入居中であれば、名義を同居の親族に変更することはできません。

7. 収入基準の判定方法

入居しようとする世帯の政令月収額が、公営住宅法および熊本県営住宅条例に定める収入基準の範囲内にあることが県営住宅入居申込みをするための資格として必要です。

入居しようとする家族全員の政令月収額は、おおむね次のように計算します。(資格審査の際に、正確な計算をします。)

計 算 手 順	注 意 事 項
①入居しようとする家族全員の過去1年間の <u>所得</u> を合算する。	○パート・アルバイト・年金等の <u>所得</u> も全て合算します。 ○年の途中で転職等をした場合は、前の職による所得は除き、 <u>現在の職での収入</u> を年間収入に再計算し直してから <u>所得</u> を算出します。(再計算の方法は別記「収入や所得の特殊な計算方法」を参照してください。)
②①の額から所得控除額を差し引く。	○控除を受ける場合は、資格審査の際に添付書類の提出が必要となります。(所得控除額については17ページを参照してください。)
③②で求めた額を12で割る。 → <u>政令月収額</u>	○1円未満は切り捨てます。

※ 年間収入とは？→前年の給料・賃金・賞与・報酬及び時間外手当などの合計額で、所得税や社会保険料などを差し引く前の額のことをいいます。ただし、通勤手当などの非課税部分は除きます。

※ 「収入」と「所得」の違いは？→給与所得者については、年間収入から給与所得控除額を控除したものが給与所得となります。給与所得控除額は、所得税法で定められており、年間収入の額に応じて変動します。

また、自営業の方は、総収入から必要経費を控除した残額が事業所得となります。(必要経費は、所得税法で定められたものに限られます。)

※収入基準の判定について計算方法など、詳しくおたずねになりたいときはご連絡ください。

収入や所得の特殊な計算方法

ア 中途就職者(平成29年1月2日以降に就職または転職)の年間収入計算方法

…前職の所得は除き、現在勤務している職場からの収入で次のとおり計算します。

ここで算出された「年間収入額」をもとに、15ページの「◆年間収入額から所得金額を計算する方法」で所得金額を計算します。

$$\text{年間収入額} = \frac{\text{収入金額} - \text{支払済賞与}}{\text{勤 続 月 数}} \times 12 + \text{支払済賞与}$$

イ 事業開始者(平成29年1月2日以降に事業または営業を開始)の年間所得計算方法

…前職の所得は除き、現在営んでいる事業等での収入で次のとおり計算します。

$$\text{年間所得額} = \frac{\text{総収入額} - \text{必要経費}}{\text{事業等を営んだ月数}} \times 12$$

※上記ア、イはいずれも1か月未満の収入および月数は除いて計算します。

◆年間収入額から所得金額を計算する方法

年間収入金額	所得金額
651,000円未満	0
651,000円以上1,619,000円未満	年間収入金額－650,000円
1,619,000円以上1,620,000円未満	969,000円
1,620,000円以上1,622,000円未満	970,000円
1,622,000円以上1,624,000円未満	972,000円
1,624,000円以上1,628,000円未満	974,000円
1,628,000円以上1,800,000円未満	(年間収入金額÷4,000)小数点以下切捨て×4,000×0.6
1,800,000円以上3,600,000円未満	(年間収入金額÷4,000)小数点以下切捨て×4,000×0.7－180,000
3,600,000円以上6,600,000円未満	(年間収入金額÷4,000)小数点以下切捨て×4,000×0.8－540,000
6,600,000円以上10,000,000円未満	年間収入金額×0.9－1,200,000

◆年金受給者の年間所得金額の計算方法(遺族・障害・母子年金などの非課税年金は含みません)

受給者の年齢	公的年金等の年間総収入額	年間所得金額の計算
65歳以上の方	1,200,000円以下	所得は0
	1,200,000円超 3,300,000円未満	(年金の総収入額)－1,200,000円
	3,300,000円以上4,100,000円未満	(年金の総収入額)×0.75－375,000円
	4,100,000円以上7,700,000円未満	(年金の総収入額)×0.85－785,000円
	7,700,000円以上	(年金の総収入額)×0.95－1,555,000円
65歳未満の方	700,000円以下	所得は0
	700,000円超 1,300,000円未満	(年金の総収入額)－700,000円
	1,300,000円以上4,100,000円未満	(年金の総収入額)×0.75－375,000円
	4,100,000円以上7,700,000円未満	(年金の総収入額)×0.85－785,000円
	7,700,000円以上	(年金の総収入額)×0.95－1,555,000円

◆◆◆◆◆

早見表

入居の申込みをする世帯で収入のある人が1人で、かつ、所得控除額の適用が「同居親族控除」のみの場合にご利用できます。※収入のある人が2人以上の場合あるいはひとり親世帯や身体障害者世帯の場合は、詳しい計算が必要となりますのでこの表はご利用いただけません。

○給与収入の場合

	階層	同居親族及び扶養親族数(申込者本人を含む)						単位:円
		単身入居	2人	3人	4人	5人	6人	
総収入	一般	2,967,999以下	3,511,999以下	3,995,999以下	4,471,999以下	4,947,999以下	5,423,999以下	
	裁量	3,887,999以下	4,363,999以下	4,835,999以下	5,311,999以下	5,787,999以下	6,263,999以下	

○事業所得の場合

	階層	同居親族及び扶養親族数(申込者本人を含む)						単位:円
		単身入居	2人	3人	4人	5人	6人	
所得額	一般	1,896,000以下	2,276,000以下	2,656,000以下	3,036,000以下	3,416,000以下	3,796,000以下	
	裁量	2,568,000以下	2,948,000以下	3,328,000以下	3,708,000以下	4,088,000以下	4,468,000以下	

一般階層と裁量階層

○ 県営住宅への入居申込みにあたっては、公営住宅法に規定する収入の基準を超えないことが申込資格となっています。

収入の基準については、申込みをされる世帯の年齢構成や健康状況等により、「一般階層」と「裁量階層」に分かれます。

一般階層と裁量階層の定義については次のとおりです。

一般階層

下記の裁量階層の要件のいずれにも該当しない世帯が一般階層です。

裁量階層

次の1～3のいずれかに該当する世帯は、裁量階層です。

1 入居名義人または同居者に次のいずれかに該当する人がいる場合

ア. 身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までの障がいの程度がある。

イ. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級または2級の障がいの程度がある。

ウ. 知的障がい(イと同程度)がある。

エ. 戦傷病者手帳の交付を受けている方で、恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症までまたは同法別表第1号表の3の第1款症に該当する。

オ. 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている。

カ. 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない。

キ. ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等。

2 入居名義人が60歳以上の人で、かつ、同居者のいずれもが60歳以上の人または18歳未満の人である場合

3 同居者に小学校就学の始期に達するまでの人がいる場合

政令月収額が次の額(政令で定める基準)以下の人は、県営住宅入居への申込み資格があります。

一般階層	158,000円
裁量階層	214,000円

※ただし、二本木団地については、政令月収額が114,000円以下(裁量階層は139,000円以下)でなければ入居申込み資格がありません。

8.世帯の政令月収額の計算方法

所得額については、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」や収支明細書の差引純益の「総合計」などを参照してください。

※前年1月2日以降に就職、転職などされた方は、14～15ページをご覧ください、所得額を計算してください。

入居しようとする家族全員の所得合計額				(A)	円
所得 控 除 額	同居親族	380,000円×	人＝		円
	別居扶養親族	380,000円×	人＝		円
	老人控除対象配偶者	100,000円×	人＝		円
	老人扶養親族(70歳以上の扶養親族)	100,000円×	人＝		円
	扶養親族(16歳以上23歳未満)	250,000円×	人＝		円
	障がい者	270,000円×	人＝		円
	(1)身体障害者手帳の3級～6級に該当するとき (2)精神障害者保健福祉手帳の2級または3級に該当するとき (3)療育手帳のB1またはB2に該当するとき (4)戦傷病者手帳の特別項症から第3項症以外に該当するとき				
	特別障がい者	400,000円×	人＝		円
(1)身体障害者手帳の1級または2級に該当するとき (2)精神障害者保健福祉手帳の1級に該当するとき (3)療育手帳のA1またはA2に該当するとき (4)戦傷病者手帳の特別項症から第3項症に該当するとき					
寡婦(寡夫) ()円× 人＝ みなし寡婦(寡夫) (所得金額が27万円未満の場合はその所得金額、27万円以上の場合は27万円)				円	
所得控除額計				(B)	円
(A) － (B)				(C)	円
(C) ÷ 12				(D)	円

あなたの政令月収額は……(D) 円

一般階層の収入基準	158,000円以下
裁量階層(16ページ)の収入基準	214,000円以下

※二本木団地の収入基準は、一般階層は114,000円以下、裁量階層は139,000円以下です。

政令月収算出例 (年齢は、入居可能日時点です。)

例1 家族4人(本人30歳、妻28歳、子8歳、子6歳)の場合 ※本人が、身体障がい者3級

○入居しようとする家族全員の所得合計額(A)

本人の年間所得 2,375,200円
 妻の年間所得 550,000円
 合計所得金額 2,925,200円 (A)

○控除額(B)

同居親族×3人(妻、子2人) = 380,000円×3 = 1,140,000円
 障がい者×1人(本人) = 270,000円×1 = 270,000円
 合計控除額 1,410,000円 (B)

○政令月収額

$(A - B) \div 12 = (2,925,200円 - 1,410,000円) \div 12$
 $\div$ 126,266円
 ※1円未満切捨て

※入居資格があります。

例2 家族2人(本人32歳、子10歳のひとり親世帯)の場合 ※寡婦控除あり

○入居しようとする家族全員の所得合計額(A)

本人の年間所得 1,200,400円
 合計所得金額 1,200,400円 (A)

○控除額(B)

同居親族×1人(子1人) = 380,000円×1 = 380,000円
 寡婦×1人(本人) = 270,000円×1 = 270,000円
 合計控除額 650,000円 (B)

○政令月収額

$(A - B) \div 12 = (1,200,400円 - 650,000円) \div 12$
 $\div$ 45,866円
 ※1円未満切捨て

※入居資格があります。

例3 家族4人(本人65歳、夫66歳、子A24歳、子B18歳)の場合 ※子B、別居している本人の母75歳を扶養

○入居しようとする家族全員の所得合計額(A)

本人の年間所得 1,102,400円
 夫の年間所得 450,000円
 子Aの年間所得 1,424,400円
 子Bの年間所得 0円
 合計所得金額 2,976,800円 (A)

○控除額(B)

同居親族×3人(夫、子2人) = 380,000円×3 = 1,140,000円
 別居扶養親族×1人(本人の母) = 380,000円×1 = 380,000円
 老人扶養親族×1人(本人の母) = 100,000円×1 = 100,000円
 扶養親族(16歳以上23歳未満)×1人(子B) = 250,000円×1 = 250,000円
 合計控除額 1,870,000円 (B)

○政令月収額

$(A - B) \div 12 = (2,976,800円 - 1,870,000円) \div 12$
 $=$ 92,233円

※入居資格があります。

例4 家族2人(本人25歳、妻24歳)の場合

○入居しようとする家族全員の所得合計額(A)

本人の年間所得 1,628,800円
 妻の年間所得 1,051,200円
 合計所得金額 2,680,000円 (A)

○控除額(B)

同居親族×1人(妻) = 380,000円×1 = 380,000円
 合計控除額 380,000円 (B)

○政令月収額

$(A - B) \div 12 = (2,680,000円 - 380,000円) \div 12$
 $\div$ 191,666円
 ※1円未満切捨て

※この場合、政令月収額が収入基準の158,000円を超えているため、入居資格はありません。

平成30年度後期補充入居待機者募集

県営住宅一覧

団地番号	団 地 名	単身入居可	期限付入居可	建設年度	所 在 地	構 造
8	水 源	☆単身60歳以上		H3	〃 東区水源1丁目24番	中耐3
9	泉 ケ 丘	☆（一部）		S48～49	〃 東区水源1丁目19番 他	低耐2 中耐4
14	小 山 田 （ 新 ）			H5～6	〃 西区島崎6丁目12番 他	中耐3～5
	小 山 田 （ 旧 ）	☆		S49	〃 西区島崎6丁目10番	中耐3
15	石 神 原			H12	〃 西区島崎3丁目24番15	中耐3
17	北 津 留			H6・8	〃 北区清水万石4丁目8番	中耐5
19	八 島 （ 新 ）			S56～58	〃 西区八島2丁目8番 他	中耐5
	八 島 （ 旧 ）	☆		S37～42	〃 西区田崎3丁目7番 他	中耐4
20	富 の 尾			H7～8	〃 北区池田3丁目56番 他	中耐3、4
21	江 津 湖	☆	○	S42～46	〃 東区江津2丁目10番 他	中耐4
23	武 蔵 ケ 丘	☆（一部）	○	S47～52	菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘3丁目	中耐4、5
25	八 幡 台			S50～52	荒尾市八幡台4丁目5番 他	中耐4、5
27	鉄 砲 塚			S53	〃 東区月出3丁目1 他	中耐5
29	西 戸 島			S54～55	〃 東区戸島西1丁目16番 他	中耐5
30	田 崎			S55～56	〃 西区田崎2丁目3番	中耐5
31	八 反 田			S56～57	〃 東区長嶺東1丁目8番	中耐5
32	須 屋			S56～57	合志市須屋574－1	低耐2 中耐5
33	上 熊 本			S58～61	熊本市西区上熊本3丁目15番 他	中耐3～5
34	東 本 町		○	S60～63	〃 東区東本町21番	高耐9 中耐5
35	新 東 町	☆（一部）		S63～H1	〃 東区東町4丁目13番	高耐10 中耐3～5
39	二 本 木			S54	〃 西区二本木4丁目1番12 他	中耐3～5
41	月 浦	☆（一部）		H12・21	水俣市月浦250番18 他	中耐3
42	健 軍		○	H16	熊本市東区米町2番15号	高耐9

※団地番号は、P24～P29の団地番号に対応しています。

※単身者向住宅は、おおむね床面積50㎡以下で、☆印のみです。泉ヶ丘団地は、1～7棟です。武蔵ヶ丘団地は1～13、16～18、26、31、35、37、39、41、45、47棟及び14、15、19棟の一部です。月浦団地は、1～3棟の一部です。

※期限付入居可能な住宅は、○印です。

※特定目的住宅

○身(重)…重度身体障がい者(車イス常用者)世帯向住戸

・泉ヶ丘団地については、身体障がいの等級を問わず申込み可能です。

○シルバー…シルバーハウジング(高齢者向け世話付き住宅)

・入居対象者は7ページ(水源団地欄)、住宅の仕様については9ページ(高齢者世帯の方欄)をご覧ください。

※浴槽・風呂釜は、○印以外は入居者持込となります(一部設置済みの住戸もあります。)

※武蔵ヶ丘団地の小学校区は、1～5町内(1棟～41棟)が武蔵ヶ丘小学校、6町内(42棟～49棟)が武蔵ヶ丘北小学校です。

※鉄砲塚団地の中学校区については、詳しくは熊本市教育委員会学務課(Tel.096-328-2716)にお尋ねください。

※エレベーターがある単身者向住宅は、水源団地のみです。

※駐車場の有無 ○…全戸数分あり(1戸に1台) △…駐車場はあるが、全戸数分に満たない ×…なし

管理戸数	左のうち特定目的住宅戸数		浴槽・風呂釜	学校区		エレベーターの有無	駐車場の有無	平成29年度後期の		団地番号
	身(重)	シルバー		小学校	中学校			入居数	申込数	
30		20	○	泉ヶ丘	湖 東	○	△	0	88	8
122	※17(うち12は単身可)		一部有	泉ヶ丘	湖 東		△	2	55	9
154			○	城 西	西 山	18・19号棟兼用	○	1	2	14
48			一部有	城 西	西 山		○	1	3	
18	2		○	城 西	西 山	○	○	0	12	15
156	8		○	清 水	竜 南	○	○	2	11	17
386	4		○	白 坪	花 陵		△	7	19	19
336			一部有	白 坪	花 陵		△	10	39	
136	2		○	高平台	京 陵	1・2号棟兼用	○	4	9	20
520			一部有	画 図	出水南		△	6	68	21
1298			一部有	※武蔵ヶ丘 武蔵ヶ丘北	武蔵ヶ丘		△	25	50	23
132			一部有	八 幡	荒尾第4		△	1	1	25
100			○	月 出	※錦ヶ丘 西 原	○	△	4	25	27
360			一部有	長 嶺	長 嶺		△	6	18	29
250	6		○	白 坪	花 陵		△	4	24	30
220	4		○	託麻南	長 嶺		△	5	12	31
130			○	西合志南	西合志南		△	2	14	32
340	10		○	池 田	井 芹		△	7	18	33
542			○	桜 木	桜 木	1・2号棟	△	6	38	34
150	4		○	健軍東	東 町	6号棟	○	1	128	35
42				古 町	花 陵		×	0	1	39
50			○	袋	袋	4号棟	○	2	3	41
50			○	泉ヶ丘	東 野	○	△	1	66	42

平成30年度後期補充入居待機者募集において、下表の20団地は募集を行いません。

大 江	九 品 寺	古 庭 坊	託 麻 原
渡 瀬 第 1	渡 瀬 第 2	竜 蛇 平	帯 山 第 2
帯 山 A	保 田 窪 第 1	保 田 窪 第 2	堀 の 内
東 町	八 王 寺	萩 原	新 渡 鹿
川 鶴	本 山	サンシャイン水前寺	山 の 上

平成30年度後期補充入居待機者募集

県営住宅家賃額一覧表

団地番号	団 地 名	専用床面積	住宅の間取り（例）	
8	水 源	46.40㎡～56.20㎡	7畳(洋)、6畳、DK 6畳(洋)、6畳、DK	
9	泉 ケ 丘	41.80㎡～50.30㎡	6畳、4.5畳、K 6畳、4.5畳、4.5畳、K	
14	小 山 田（新）	64.40㎡～70.10㎡	6畳、6畳、6畳、LDK 6畳、6畳、LDK	
	小 山 田（旧）	46.10㎡・47.70㎡	6畳、4.5畳、板、DK 6畳、6畳、板、DK	
15	石 神 原	56.40㎡・68.30㎡	6畳、5畳、LDK 7畳、5畳、LDK	7畳、6畳、4.5畳、LDK
17	北 津 留	64.30㎡～70.00㎡	6畳、6畳、LDK 7.5畳、6.5畳、5.25畳、LDK	
19	八 島（新）	60.90㎡～75.90㎡	6畳、6畳、6畳、DK 6畳、6畳、4.5畳、DK	6畳、6畳、4.5畳、4.5畳、LDK
	八 島（旧）	31.00㎡・34.30㎡	6畳、4.5畳、K 6畳、4.5畳、3畳、K	
20	富 の 尾	68.00㎡・69.90㎡	6畳、6畳、4.5畳、LDK 6畳、6畳、6畳、LDK	
21	江 津 湖	32.10㎡～47.50㎡	6畳、4.5畳、K 6畳、4.5畳、3畳、K	6畳、4.5畳、4.5畳、K
23	武 蔵 ケ 丘	41.90㎡～63.60㎡	6畳、4.5畳、DK 6畳、4.5畳、4.5畳、K	6畳、6畳、4.5畳、LDK
25	八 幡 台	51.20㎡～57.10㎡	6畳、6畳、4.5畳、K 6.5畳、6畳、4.5畳、DK	6.5畳、6.5畳、4.5畳、DK
27	鉄 砲 塚	60.30㎡	6畳、6畳、4.5畳、DK	
29	西 戸 島	57.10㎡～61.60㎡	6畳、6畳、4.5畳、DK 6畳、6畳、6畳(洋)、DK	6畳、6畳、6畳、DK
30	田 崎	59.40㎡～71.20㎡	6畳、6畳、6畳(洋)、DK 6畳、6畳、4.5畳、DK	6畳、6畳、4.5畳、LDK
31	八 反 田	61.60㎡・64.40㎡	6畳、6畳、6畳(洋)、DK 6畳、6畳、4.5畳、DK	
32	須 屋	58.10㎡～70.40㎡	6畳、6畳、6畳(洋)、DK 6畳、6畳、6畳、DK	
33	上 熊 本	63.80㎡・66.90㎡	6畳、6畳、4.5畳(洋)、DK	4.5畳、4.5畳(洋)、6畳、DK
34	東 本 町	60.60㎡～64.40㎡	6畳、4.5畳、4.5畳、DK 6畳、6畳、6畳、DK	6畳、6畳、6畳、LDK
35	新 東 町	49.20㎡～72.30㎡	6畳、6畳、DK 6畳、6畳、6畳、DK	
39	二 本 木	55.00㎡	6畳、4.5畳、4.5畳、DK	
41	月 浦	53.80㎡～72.80㎡	6畳、6畳、DK 6畳、6畳、6畳、DK	6畳、6畳、LDK 6畳、6畳、6畳、LDK
42	健 軍	54.00㎡～72.90㎡	6畳、6畳、DK 6畳、6畳、4.5畳、LDK	

・単身入居、期限付入居可能な住宅については、19ページをご覧ください。

※この家賃額一覧は、**代表的な間取り**(専用床面積)と、その家賃を掲載していますので、**実際に入居される間取りや家賃額と異なる場合**がありますのでご了承ください。(平成30年10月1日現在の家賃です。)

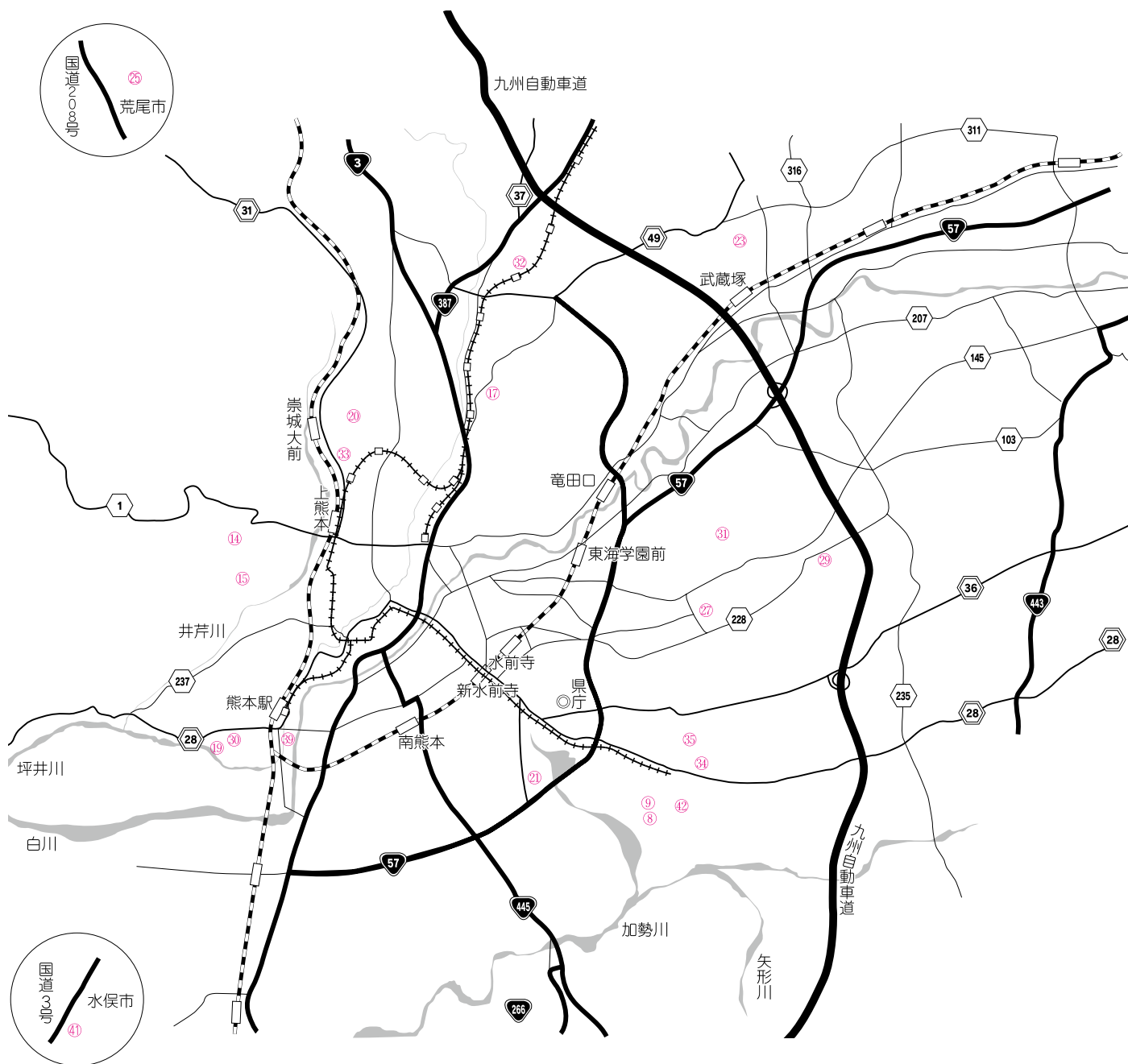
同じ間取りでも、専用床面積・築年数・設備の違いにより、家賃額が異なる場合がありますのでご注意ください。

政 令 月 収 段 階 別 の 家 賃 額 (単位は円)					
0～104,000	104,001～123,000	123,001～139,000	139,001～158,000	158,001～186,000	186,001～214,000
20,600～29,600	23,800～34,200	27,200～39,100	30,700～44,100	35,100～50,400	40,500～58,100
12,800～18,700	14,800～21,500	17,000～24,600	19,100～27,800	21,900～31,800	22,500～36,700
27,600～30,000	31,900～34,600	36,500～39,600	41,100～44,600	47,000～51,000	54,200～58,900
13,600～15,200	15,700～17,500	17,900～20,100	20,200～22,600	23,100～25,900	25,800～27,600
26,000～31,600	30,100～36,400	34,400～41,700	38,800～47,000	44,300～53,700	51,200～62,000
29,000～31,100	33,500～35,900	38,300～41,100	43,200～46,400	49,300～53,000	56,900～61,100
22,900～30,600	26,400～35,300	30,200～40,400	32,500～45,500	32,500～52,000	32,500～57,600
8,000～10,000	9,300～11,600	10,600～13,300	12,000～15,000	12,700～16,700	12,700～16,700
29,900～31,100	34,500～36,000	39,500～41,100	44,600～46,400	50,900～53,000	58,800～61,200
8,800～16,800	10,200～19,400	11,700～22,200	13,200～25,100	14,000～28,700	14,000～29,600
10,700～20,200	12,300～23,400	14,100～26,700	15,900～30,100	18,200～34,400	19,300～39,700
12,600～17,400	14,600～20,100	16,700～22,900	18,800～25,900	21,500～29,600	24,800～34,100
23,700	27,400	31,300	35,300	40,400	44,200～44,300
19,000～24,000	21,900～27,700	25,100～31,600	28,300～35,700	32,300～40,800	37,300～47,100
22,200～28,100	25,600～32,400	29,300～37,100	33,000～41,800	37,700～47,800	38,500～50,800
22,600～25,500	26,000～29,400	29,800～33,700	33,600～38,000	38,400～43,400	39,900～50,100
17,600～22,300	20,300～25,700	23,200～29,400	26,200～33,200	30,000～38,000	30,200～43,800
24,700～28,700	28,500～33,100	32,600～37,900	36,800～42,700	42,000～48,800	42,300～56,300
24,800～27,600	28,600～31,900	32,700～36,500	36,900～41,100	41,800～47,000	41,800～54,200
20,900～31,800	24,100～36,800	27,600～42,000	31,100～47,400	35,500～54,200	37,500～62,500
14,000					
18,100～26,200	21,000～30,200	24,000～34,500	27,000～39,000	30,900～44,500	35,700～51,400
26,700～36,100	30,900～41,700	35,300～47,700	39,800～53,800	45,500～61,400	52,500～70,900

平成30年度後期補充入居待機者募集 県営住宅所在地一覧

団 地 名	所 在 地	棟	地図ページ
⑧ 水 源	〒862-0907 熊本市東区水源1丁目24番	1、2棟	P27
⑨ 泉 ケ 丘	〃 21番	1～4棟	P27
	〃 23番	5～7棟	P27
	〃 19番	8棟	P27
	〒860-0073 熊本市西区島崎6丁目12番	5～7棟	P26
⑭ 小 山 田 (新)	〃 17番	8棟	P26
	〃 16番	9～12、14、15、19棟	P26
	〃 15番	13、16～18棟	P26
	〃 10番	1～4棟	P26
⑭ 小 山 田 (旧)	〃 10番	1～4棟	P26
⑮ 石 神 原	〒860-0073 熊本市西区島崎3丁目24番15		P26
⑰ 北 津 留	〒861-8068 熊本市北区清水万石4丁目8-16	1棟	P28
	〃 8-17	2棟	P28
	〃 8-18	3棟	P28
	〃 8-19	4棟	P28
⑲ 八 島 (新)	〒860-0054 熊本市西区八島2丁目8番	8-01～06棟	P26
	〃 9番	9-01～03棟	P26
	〒860-0053 熊本市西区田崎3丁目6番	6-1～5棟	P26
	〃 8番	8-1、8-2棟	P26
⑲ 八 島 (旧)	〒860-0053 熊本市西区田崎3丁目7番	7-1～8棟	P26
	〃 9番	9-1～6棟	P26
⑳ 富 の 尾	〒860-0082 熊本市北区池田3丁目57番	1～4棟	P26
	〃 56番	5～6棟	P26
㉑ 江 津 湖	〒862-0942 熊本市東区江津2丁目10番	10-1～7、9、10棟	P27
	〃 12番	12-1～6、8～13棟	P27
㉓ 武 蔵 ケ 丘	〒869-1111 菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘3丁目	1～49棟	P28
㉕ 八 幡 台	〒864-0164 荒尾市八幡台4丁目5番	1、2、3、4棟	P29
	〃 6番	6-1、6-2棟	P29
㉗ 鉄 砲 塚	〒860-0920 熊本市東区月出4丁目1-1	1棟	P25
	〃 1-2	2棟	P25
	〃 3丁目1-50	3棟	P25
	〃 1-51	4棟	P25
	〃 1-52	5棟	P25
㉙ 西 戸 島	〒861-8043 熊本市東区戸島西1丁目16番30	1棟	P25
	〃 16番31	2棟	P25
	〃 16番32	3棟	P25
	〃 16番34	4棟	P25
	〃 26番6	5棟	P25
	〃 26番5	6棟	P25
	〃 26番4	7棟	P25
	〃 26番1	8棟	P25
	〃 26番2	9棟	P25
	〃 26番3	10棟	P25
	〃 27番54	11棟	P25
	〃 27番53	12棟	P25
	〃 27番52	13棟	P25
	〃 27番50	14棟	P25
	〃 25番15	15棟	P25
	〃 25番16	16棟	P25
㉚ 田 崎	〒860-0053 熊本市西区田崎2丁目3番	73～83棟	P26
㉛ 八 反 田	〒861-8038 熊本市東区長嶺東1丁目8番	1～8棟	P25
㉜ 須 屋	〒861-1102 合志市須屋574-1	1～8棟	P28
㉝ 上 熊 本	〒860-0079 熊本市西区上熊本3丁目15番	1～16棟	P26
	〃 16番	21棟	P26
㉞ 東 本 町	〒862-0902 熊本市東区東本町21番	1～13棟	P25
㉟ 新 東 町	〒862-0901 熊本市東区東町4丁目13番	1～7棟	P25
㊱ 二 本 木	〒860-0051 熊本市西区二本木4丁目1番12	1棟	P26
	〃 2番16	3棟	P26
㊲ 月 浦	〒867-0035 水俣市月浦250番18	1～3棟	P29
	〃 888番1	4棟	P29
㊳ 健 軍	〒862-0904 熊本市東区栄町2番15号		P27

※あなたの住所は、この表の所在地、棟号と自分の部屋番号となります。(例)田崎団地:熊本市西区田崎2丁目3番

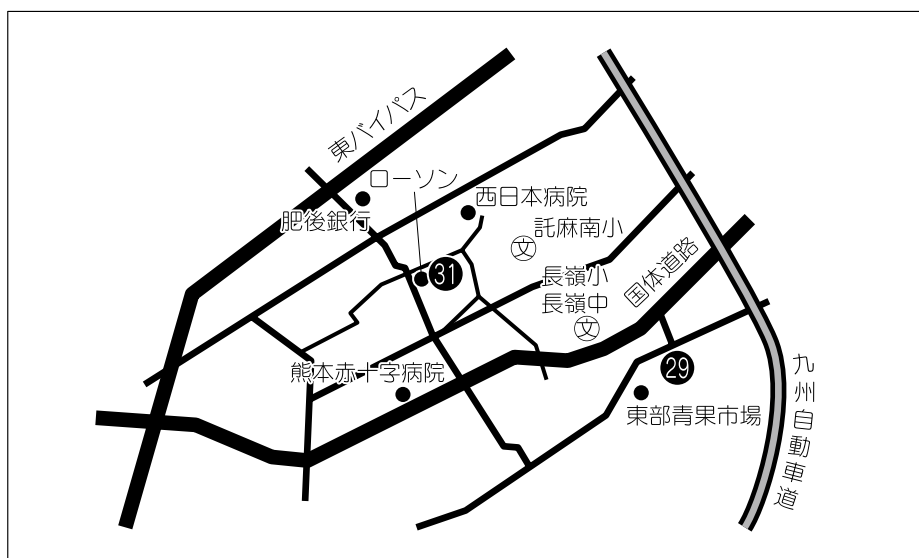
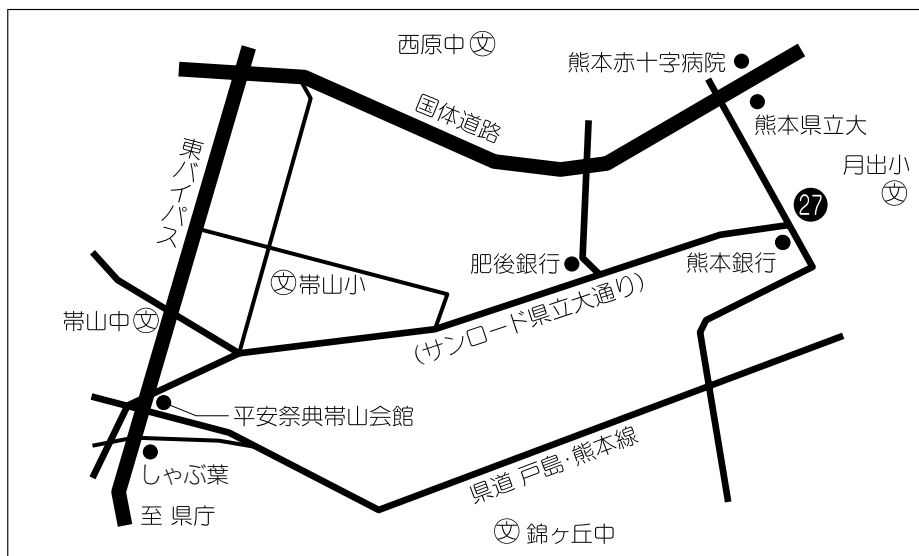


平成30年度後期補充入居待機者募集 県営住宅所在地一覧

団 地 名	
⑧ 水 源 団 地	②⑨ 西戸島団地
⑨ 泉ヶ丘団地	③⑩ 田 崎 団 地
⑭ 小山田団地	③⑪ 八反田団地
⑮ 石神原団地	③⑫ 須 屋 団 地
⑰ 北津留団地	③⑬ 上熊本団地
⑰ 八 島 団 地	③⑭ 東本町団地
⑳ 富の尾団地	③⑮ 新東町団地
㉑ 江津湖団地	③⑯ 二本木団地
㉒ 武蔵ヶ丘団地	④⑰ 月 浦 団 地
㉔ 八幡台団地	④⑱ 健 軍 団 地
㉕ 鉄砲塚団地	

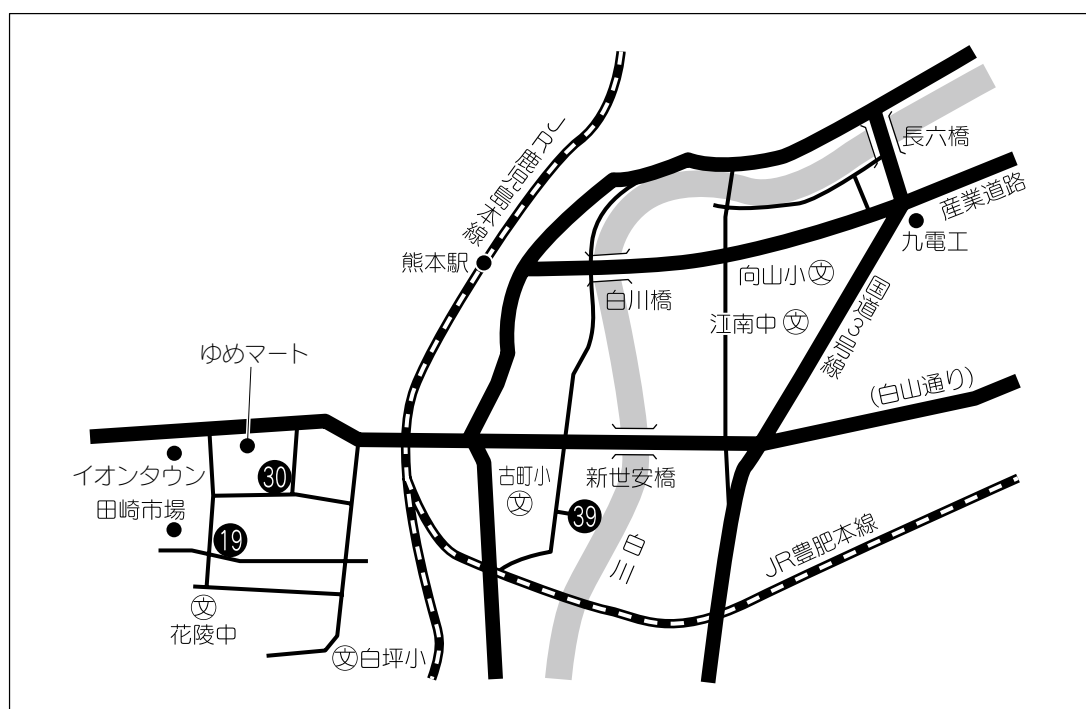
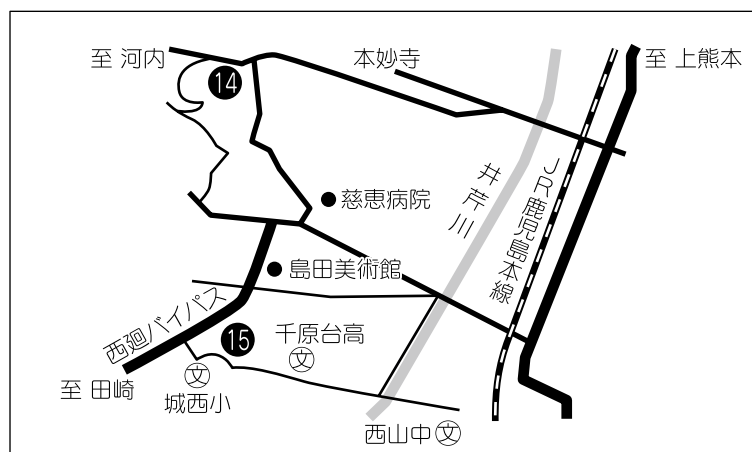
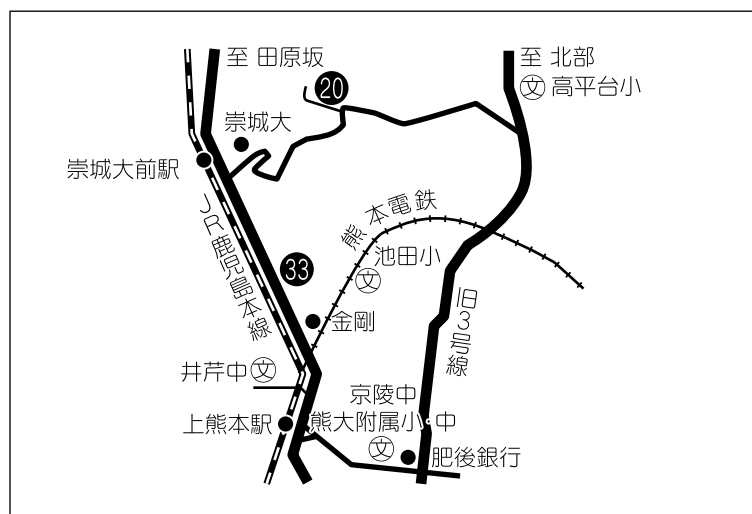
平成30年度後期補充入居待機者募集 県営住宅所在地一覧①

- ②7 鉄砲塚
- ②9 西戸島
- ③1 八反田
- ③4 東本町
- ③5 新東町



平成30年度後期補充入居待機者募集 県営住宅所在地一覧②

- ⑭ 小山田
- ⑮ 石神原
- ⑲ 八島
- ⑳ 富の尾
- ㉓ 田崎
- ㉖ 上熊本
- ㉙ 二本木



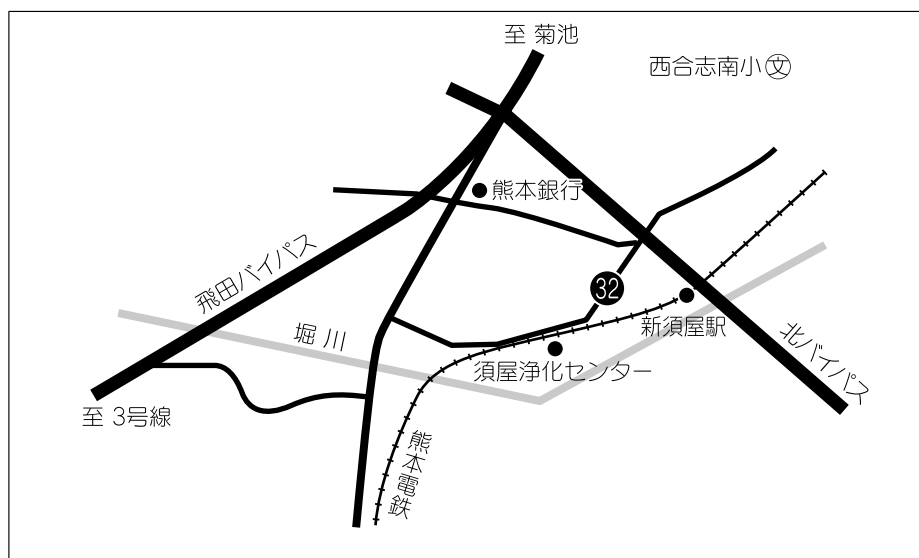
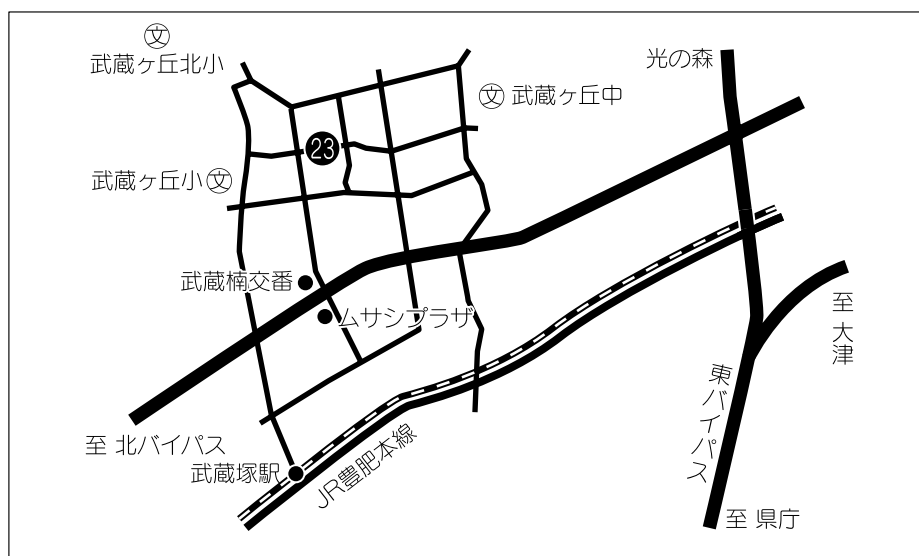
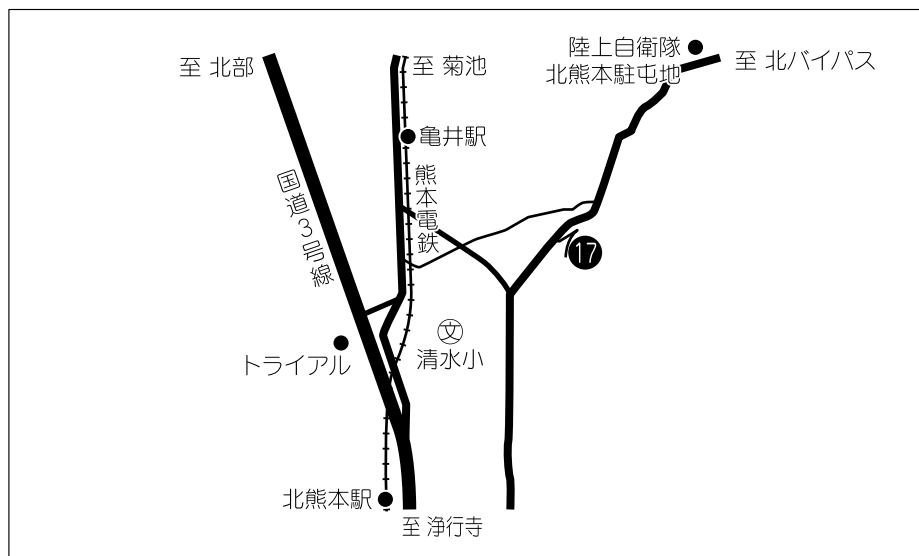
平成30年度後期補充入居待機者募集 県営住宅所在地一覧③

- ⑧ 水源
- ⑨ 泉ヶ丘
- ②① 江津湖
- ④② 健軍



平成30年度後期補充入居待機者募集 県営住宅所在地一覧④

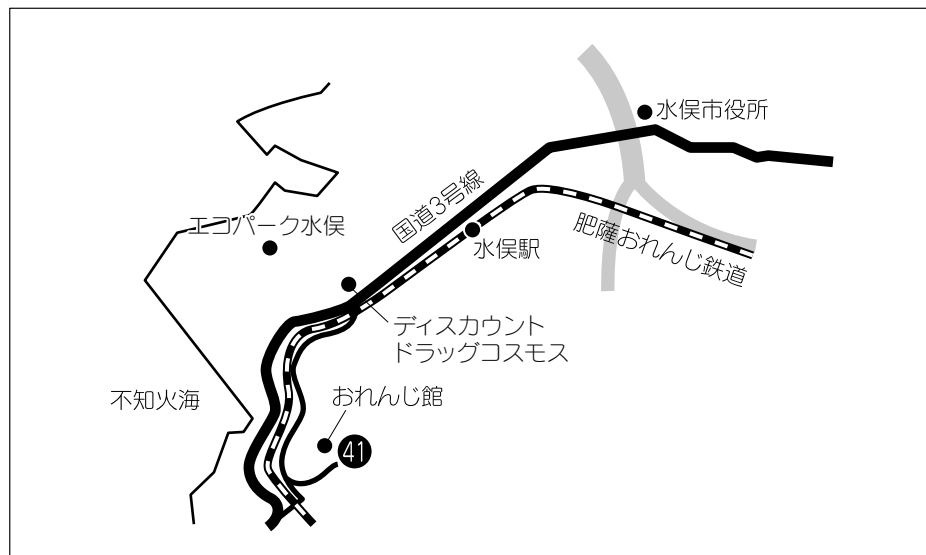
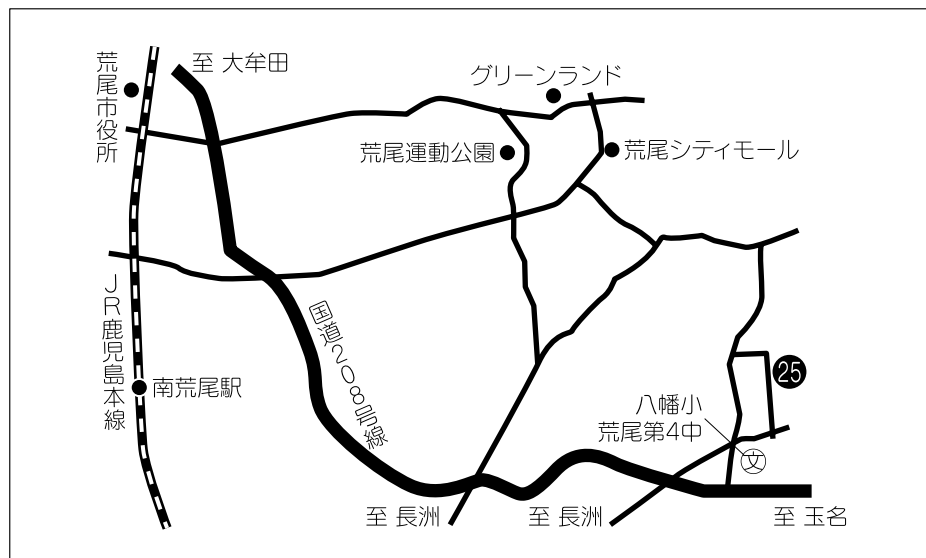
- ①⑦ 北津留
- ②③ 武蔵ヶ丘
- ③② 須屋



平成30年度後期補充入居待機者募集 県営住宅所在地一覧⑤

②⑤ 八幡台

④① 月浦



駐車場使用許可について

駐車場がある県営住宅(19～20ページ参照)においては、県知事の許可を受けて、駐車場を使用することができます。

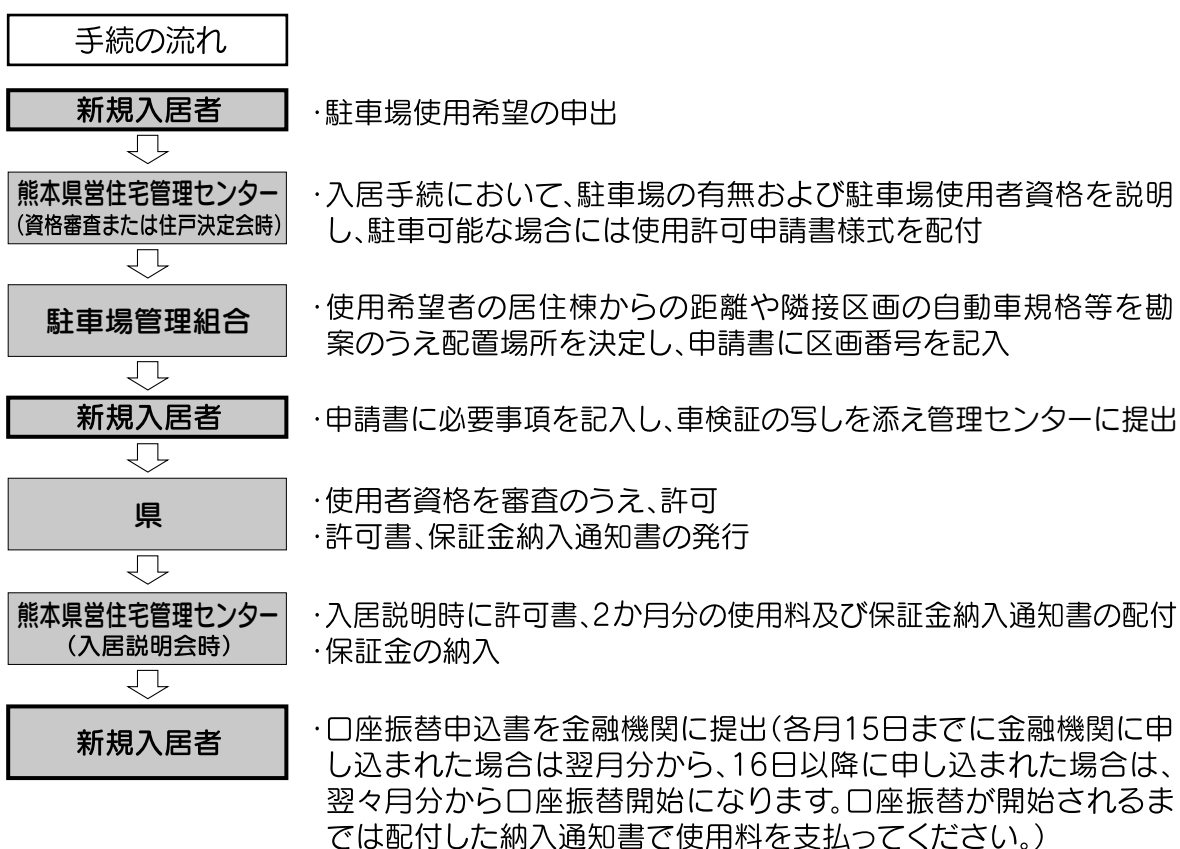
駐車場使用許可申請書に自動車検査証(車検証)の写しを添えて申し込んでください。

なお、県営住宅の駐車場は、県営住宅の入居者又は同居者が、自ら駐車場を必要とする場合に使用できることとなっているため、車検証の名義は入居者又は同居者の氏名であることが原則となります。

各県営住宅駐車場の使用料は、下表のとおりです。駐車場の区画数に余裕がある県営住宅においては、1.5倍の使用料により2台目の駐車場の使用許可が可能となる場合もあります。詳しくは、管理センターまでお問い合わせください。

また、使用開始に際しては、保証金として駐車場使用料の3か月分をお預かりいたします。(駐車場の明渡しの際には、滞納金がある場合を除き、全額返金いたします。)

駐車場使用料を滞納されると、使用許可の取消しおよび駐車場の明渡しの対象となる場合がありますので、期日までに必ずお支払いください。



■平成30年度後期補充入居待機者募集 駐車場使用料一覧表

県営住宅名	使用料(円)	県営住宅名	使用料(円)	県営住宅名	使用料(円)
水 源	2,500	江 津 湖	2,700	須 屋	2,100
泉 ケ 丘	2,500	武 蔵 ケ 丘	2,100	上 熊 本	2,300
小 山 田	2,100	八 幡 台	1,700	東 本 町	2,800
石 神 原	2,200	鉄 砲 塚	2,800	新 東 町	2,600
北 津 留	2,300	西 戸 島	2,300	月 浦	1,500
八 島	2,400	田 崎	2,600	健 軍	2,700
富 の 尾	2,200	八 反 田	2,400		

申込書記入例(補充入居待機者募集用)

平成30年度・後期 県営住宅入居申込書

倍率優遇							
コード	希望団地	受付番号	抽選順位	期限付住戸希望	低倍率住戸希望	受付番号	抽選順位
	1			2	3		
	団地						
	団地						

○太線の枠内のみ記入してください。
○2団地まで申込み可能です(1団地でも結構です)
○氏名を自署する場合は、押印は不要です。

熊本県知事 様										(申込日:平成 30 年 月 日)	
次のとおり、県営住宅に居宅したいので、申し込みます。 なお、この申込書に虚偽があるときは、この申込みが無効とされても異議を申しません。											
(フリガナ) クマモトタロウ										4	
申込者(本人)の氏名 熊本太郎										印	
現住所		郵便番号 862-0950						電話番号		自宅 000-000-0000	
		熊本市中央区水前寺6丁目18-5						携帯		-	
勤務先	名称	県営産業株式会社						電話番号		000-000-0000	
	所在地	熊本市中央区水前寺6丁目5-19									
本人	フリガナ氏名	性別	生年月日	年齢	続柄	障害等級	勤務先名	就職年月日/勤務先TEL	年間所得金額		
	クマモトタロウ	男	明・大・昭・平	55	本人		県営産業(株)	〇年 4 月 1 日	円		
	熊本太郎	女	〇年 7 月 24 日				TEL 000-000-0000				
	クマモトハナコ	男	明・大・昭・平	50	妻		無職	年 月 日	円		
	熊本花子	女	〇年 1 月 21 日				TEL				
	クマモトヨシコ	男	明・大・昭・平	30	子		住宅運送(株)	〇年 4 月 1 日	円		
	熊本良子	女	〇年 5 月 8 日				TEL 000-000-0000				
同居親族(同居しようとする親族)	クマモトイチロウ	男	明・大・昭・平	18	子	身体障害者等級	高校3年生	年 月 日	円		
	熊本一郎	女	〇年 8 月 31 日				TEL				
		男	明・大・昭・平				年 月 日	円			
		女	年 月 日				TEL				
別居扶養親族		男	明・大・昭・平					年 月 日	円		
		女	年 月 日					円			
		男	明・大・昭・平				年 月 日	円			
7~8ページの「低層階・エレベーター設置棟入居希望制度」を希望する								有 ・ 無		A)所得合計額	
7~8ページの「重度障がい者(車イス常用)住戸」を希望する								有 ・ 無		円	
申込者または同居親族名義の持家がありますか?(持分がある場合も含みます)								はい ・ いいえ		B)控除合計額	
現在、公営住宅にお住まいですか?								はい ・ いいえ		C)((A)-(B))	
「はい」と答えた方は、申込みをした理由を具体的に記入してください。 []										円	
D)所得控除額	① 同居親族 別居扶養親族	② 老人配偶者 老人扶養 70歳以上	③ 扶養親族 16歳以上 23歳未満	④ 特別障害者 1~2級等	⑤ 障害者 3~6級等	⑥ 寡婦(夫)	D)((C)÷12ヶ月)				
	1人:38万円 人	1人:10万円 人	1人:25万円 人	1人:40万円 人	1人:27万円 人	27万円以上 1人:27万円 人	27万円未満 所得額 人	円	裁量	分位	

※裏面の注意事項を必ずお読みいただき、記入もれのないようご注意ください。
※36・37ページに住宅困窮度調査票があります。必ず記入のうえ、申込書に添えて提出してください。

申込書の記入について(ご注意)

(太線)の枠内のみ記入してください。

※ボールペンで記入

- ① 希望される団地を記入してください。2つまで記入できますが、希望される団地が1つの場合は、1つのみ記入してください。2つ記入した場合、どちらか先に順位が到達した場合もう一つは失効します。
- ② 期限付入居制度を希望される場合は、「○」を記入してください。
- ③ 低倍率住戸を併せて希望される場合は、「○」を記入してください。
- ④ 氏名を自署する場合は、押印は不要です。申込者本人が住戸の名義人となります。
- ⑤ 住民票の住所を記入してください。共同住宅などにお住まいの場合は、アパートなどの名称、部屋番号まで記入してください。受付番号のお知らせハガキなど送付先を別住所に希望する場合は、枠外に記入してください。
- ⑥ 同居しようとする親族の氏名(フリガナ)、性別、生年月日、年齢、続柄、障害等級、勤務先名などを記入してください。
- ⑦ 低層階(1・2階)及びエレベーター設置棟を希望される場合は、「有」に○をつけてください。
※希望される場合は、8ページに記載の添付書類が必要です。
- ⑧ 重度障がい者(車イス常用)住戸を希望される場合は、「有」に○をつけてください。

※申込者及び同居親族の中に暴力団員がいる場合は、入居できません。

※申込者及び同居親族が暴力団員であるか否かを確認するため、警察に照会します。

※「期限付入居」、「低倍率住戸」、「低層階・エレベーター設置棟」についての詳細は、7～8ページをご覧ください。

申込みに必要な書類

- 1 申込書
(34ページを使用してください)
- 2 住宅困窮度調査票
(36～37ページを使用してください)
- 3 62円切手×2枚
(受付番号通知・抽せん結果通知用)
- 4 単身者の場合(5ページ)や
倍率優遇希望(9～10ページ)
期限付入居希望・低層階等希望・
水源団地の一部を希望(7～8ページ)する場合は、所定の添付書類が必要です。

申込みは管理センターに郵送、または受付場所に持参してください。

※郵送の場合は平成30年12月11日(火)までの郵便局の消印のある「特定記録郵便」をお願いします。

(郵送事故防止のため)

※なお、郵送の場合には、郵便局での受付時間帯により翌日の消印となるときがありますので、特にご注意ください。

また、記入もれ、申込資格の判定ができないものは受付できませんので、書類不備として返却いたします。

県営住宅入居申込書

倍率優遇								
コード	希 望 団 地	受付番号	抽選順位	期限付住戸希望	低倍率住戸希望	受付番号	抽選順位	
	団地							
	団地							

熊本県知事 様

(申込日：平成 年 月 日)

次のとおり、県営住宅に居宅したいので、申し込みます。

なお、この申込書に虚偽があるときは、この申込みが無効とされても異議を申しません。

(フリガナ)

申込者(本人)
の 氏 名

印

現 住 所	郵便番号		電話番号	自宅	-	-
				携帯	-	-
勤務先	名 称		電話番号			
	所在地					

フリガナ 氏 名		性別	生 年 月 日	年 齢	続 柄	障害 等級	勤 務 先 名 就職年月日／勤務先TEL	年間所得金額
本人		男・女	明・大・昭・平 年 月 日		本人		年 月 日 TEL	円
		男・女	明・大・昭・平 年 月 日				年 月 日 TEL	円
同居親族 (同居しようとする親族)		男・女	明・大・昭・平 年 月 日				年 月 日 TEL	円
		男・女	明・大・昭・平 年 月 日				年 月 日 TEL	円
		男・女	明・大・昭・平 年 月 日				年 月 日 TEL	円
		男・女	明・大・昭・平 年 月 日				年 月 日 TEL	円
		男・女	明・大・昭・平 年 月 日				年 月 日 TEL	円
別居扶養親族		男・女	明・大・昭・平 年 月 日					①所得合計額 円
		男・女	明・大・昭・平 年 月 日					②控除合計額 円
7～8ページの「低層階・エレベーター設置棟入居希望制度」を希望する							有 ・ 無	円
7～8ページの「重度障がい者(車イス常用)住戸」を希望する							有 ・ 無	
申込者または同居親族名義の持家がありますか?(持分がある場合も含みます)							はい ・ いいえ	
現在、公営住宅にお住まいですか? 「はい」と答えた方は、申込みをした理由を具体的に記入してください。 〔 〕							はい ・ いいえ	③(①－②) 円

B 所得控除額	① 同居親族別居扶養親族	② 老人配偶者 老人扶養70歳以上	③ 扶養親族 16歳以上 23歳未満	④ 特別障害者 1～2級等	⑤ 障害者 3～6級等	⑥ 寡婦(夫)		D(C)÷12ヶ月	
						27万円以上	27万円未満		
	1人：38万円	1人：10万円	1人：25万円	1人：40万円	1人：27万円	所得額		円	
	人	人	人	人	人	人	裁量	分位	
	万円	万円	万円	万円	万円	円			

※裏面の注意事項を必ずお読みいただき、記入もれのないようご注意ください。

※36・37ページに住宅困窮度調査票があります。必ず記入のうえ、申込書に添えて提出してください。

■右ページの住宅困窮度調査票も必ず ご記入ください。

(注 意 事 項)

- ①氏名を自署する場合は、押印は不要です。
※申込者本人が住戸の名義人となります。
- ②太線の枠内のみ記入してください。
- ③「希望団地」の欄には、希望される団地を2つまで記入してください。
※2つ記入した場合、どちらか先に順位が到達した場合、もう一方は失効します。
- ④「期限付入居希望」の欄には、期限付入居制度を希望される場合「○」を記入してください。
- ⑤「低倍率住戸希望」の欄には、低倍率住戸を併願される場合「○」を記入してください。
- ⑥低層階及びエレベーター設置棟希望の有無のどちらかに○をつけてください。
- ⑦重度障害者（車イス常用）住戸希望の有無のどちらかに○をつけてください。
- ⑧申込者及び同居親族の中に暴力団員がいる場合は、入居できません。
- ⑨申込者及び同居親族が暴力団員であるか否かを確認するため、警察に照会します。

■ 県営住宅管理センター記入欄

紹介住戸	入居予定日	団 地	棟	号	備 考
	月 日				
	月 日				
	月 日				

特記事項

.....

.....

.....

.....

.....

.....

申込者の氏名	
--------	--

希望団地	受付番号
団地	
団地	

低倍率住戸希望	受付番号

住宅困窮度調査票

- この調査は、県営住宅への入居需要の実態を把握するために行うものです。
- 該当する答えを○で囲んでください。(または、記入してください。)

問1 現在のお住まいにいつから住んでいますか。	1.昭和 2.平成 年 月
-------------------------	---------------

問2 現在のお住まいは次のどれにあたりますか。

01	民間借家	1.一戸建て 2.長家建 3.共同住宅
02		間借り・下宿・寮
03	公営住宅	1.県営 2.市営 3.町営 4.村営 団地名() 名義人は誰ですか 1.本人 2.その他(本人との間柄)
04	公団・公社賃貸住宅	
05	社宅・公務員宿舎等	
06	持家	1.一戸建て 2.長家建 3.共同住宅 名義人は誰ですか 1.本人 2.その他(本人との間柄)
07	その他	具体的に:

問3 現在のお住まいの広さや設備についておたずねします。

01	居住室の部屋数は ()部屋 ※居住室とは寝室・居間・書斎・食事室・台所兼食事室(流しを除いた部分が3畳以上のもの)などをいいます。 玄関・トイレ・台所・浴室・廊下・店舗・事務室は含めません。
02	居住室の広さの合計は ()畳または()㎡
03	現在、何人でお住まいですか 本人を含めて()人
04	現在、他の世帯と同居していますか 1.はい 2.いいえ “はい”と答えられた人は、誰と同居していますか 1.親 2.親族 3.その他
05	水洗トイレがありますか 1.はい 2.いいえ
06	浴室がありますか 1.はい 2.いいえ
07	台所がありますか 1.はい 2.いいえ
※以下は、共同住宅にお住まいの人のみお答えください。	
08	現在何階に住んでいますか 1.1階 2.2階 3.3階以上
09	お住まいの共同住宅にはエレベーターがありますか 1.ある 2.ない

問4 お住まいの環境についておたずねします。

※“はい”と答えられた方は具体的に

01	危険な場所に住んでいる 1.はい () 2.いいえ
02	騒音・振動がひどい 1.はい () 2.いいえ
03	悪臭がひどい 1.はい () 2.いいえ
04	日照・通風が悪い 1.はい () 2.いいえ
05	老朽化がひどい 1.はい () 2.いいえ
06	勤務地が遠い 1.はい (通勤距離(片道): km 通勤時間(片道): 時間 分) 2.いいえ

問5 入居申込する世帯についておたずねします。

01	何人で申し込みますか。 本人を含めて()人
02	60歳以上の人がいますか。 1.はい 2.いいえ
03	階段の上り下りが困難な人がいますか。 1.はい 2.いいえ
04	長期の家庭療養を要し重度の安静を必要とする人がいますか。 1.はい 2.いいえ
05	車イスを使用している人がいますか。 1.はい 2.いいえ
06	世帯の種類は。(複数回答可)※世帯の分類は、9～10ページをご覧ください。 1.一般 2.障がい者 3.老人(60歳以上など) 4.母子 5.父子 6.多子 7.子育て 8.DV被害者 9.犯罪被害者
07	生活保護を受給していますか。 1.はい 2.いいえ

《ここから切り取ってください》

問6 現在の家賃はおいくらですか。(※賃貸住宅にお住まいの人のみ、お答えください。)

01	0円～10,000円	04	30,001円～40,000円	07	60,001円～70,000円
02	10,001円～20,000円	05	40,001円～50,000円	08	70,001円～80,000円
03	20,001円～30,000円	06	50,001円～60,000円	09	80,001円以上

問7 あなたが、県営住宅の家賃として払えると思う金額はおいくらまでですか。

01	10,000円まで	03	30,000円まで	05	50,000円まで
02	20,000円まで	04	40,000円まで	06	50,000円以上でも可能

問8 希望する階数についておたずねします。低層階・エレベーター設置棟を「希望する人は 01か02」「希望されない人は 03か04」。

7～8ページの「低層階・エレベーター設置棟入居希望制度」に該当する人について	
01	1階またはエレベーター設置棟のみを希望します。
02	2階でも構いません。
上記以外の人で、3階以下またはエレベーター設置棟のみを希望しますか。	
03	希望します。
04	希望しません。

※「03」に○を付けた方には、エレベーターがない棟の4階以上は紹介しません。

問9 立ち退き要求についておたずねします。

[illegible]

問10 他の公営住宅の申込状況についておたずねします。

01	他の公営住宅にも申し込んでいますか。	1.はい	2.いいえ
02	“はい”と答えられた人は、それはどこの公営住宅ですか。	(	市・町・村)

問11 過去の県営住宅の申込みについて

01	過去に県営住宅を申込んだことがありますか。	1.はい	2.いいえ
※“はい”と答えられた人はお答えください。			
02	何回申込まれましたか。〔()回〕		
03	住宅の紹介を受けて、辞退したことがありますか。	1.はい()回	2.いいえ
※“はい”と答えられた人はお答えください。			
04	辞退の理由は何ですか。()		

問12 今回の申込みの最も大きな理由は何ですか。

01	住宅以外の建物・場所に住んでいる	06	勤務地から著しく遠隔地に住んでいる
02	危険な場所・衛生上有害な住宅に住んでいる	07	収入に比べて家賃が高い
03	他の世帯と同居していて生活上著しく不便である	08	その他：具体的に
04	住宅がないため親族と同居できない		〔 〕
05	正当な立ち退き要求を受けている		

募集窓口

—— お問い合わせ・お申込みは ——

熊本県営住宅指定管理者

熊本県営住宅管理センター ☎ **096-213-2711**

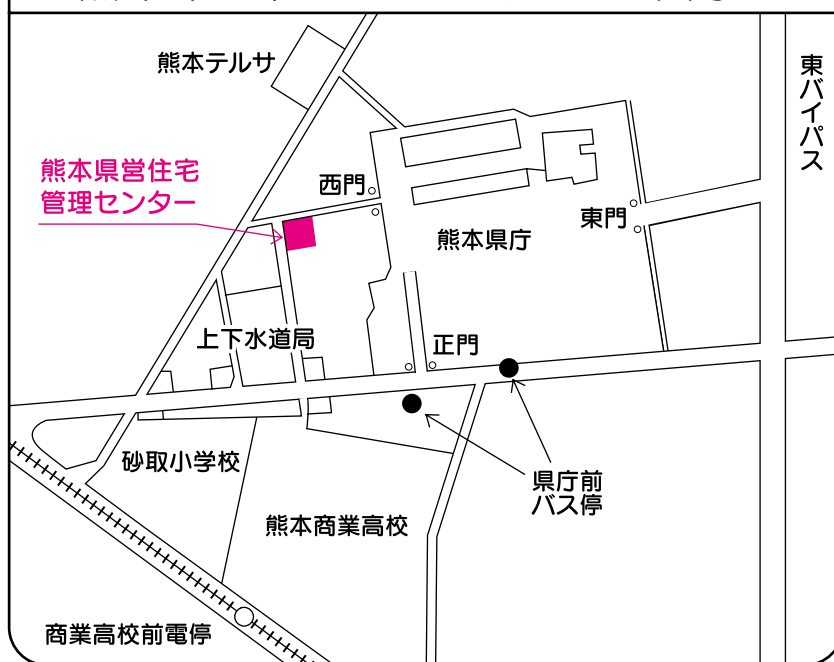
県営住宅ホームページ <http://www.pref-kumamoto.jp>

—— 事業主体 ——

熊本県土木部建築住宅局住宅課(県庁本館12階)

096-333-2550

熊本県営住宅管理センター案内図



熊本県営住宅管理センター

〒862-0950 熊本市中央区水前寺6丁目5番19号

TEL 096-213-2711 FAX 096-213-2855